

工 事 設 計 書

工事設計書のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
日光砂防事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事
工事地名	栃木県日光市上栗山地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 3月	12) 設計年月	令和 8年 4月
2) 事務所名	日光砂防事務所 工務課	13) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026030005	14) 単価適用年月	2026年 4月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	15) 歩掛適用年月	2026年 4月
5) 変更回数	0回	16) 前請負工事費	0
6) 主工種	砂防・地すべり等工事	17) 前請負代金額	0
7) 工事量		18) 調整区分	0
8) 工期	0日間 自 年 月 日 (当初) 至 令和 9年 3月26日 (0回変更) 至 年 月 日	19) 共通仮設費対象額	
9) 施工県	栃木県	20) 現場管理費対象額	
10) 地区	栗山地区	21) 一般管理費等対象額	
11) 河川・路線	鬼怒川	22) 処分費等	0
		23) 公告日	令和 8年 3月 6日
		24) 入札締切日	年 月 日
斜面对策	1式		
砂防土工	1式		
擁壁工	1式		
仮設工	1式		

3. 予算科目

1) 予算科目 :	2) 目 :	3) 目の細分 :	4) 事業名 :
-----------	--------	-----------	----------

設計内訳書

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	斜面对策		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
斜面对策		式	1		83,953,073				
砂防土工		式	1		3,226,028				
掘削工		式	1		2,625,769				
掘削	土砂 片切掘削	m3	110	1,566	172,260			単-1号	
掘削(砂防)	土砂	m3	1,800	281.8	507,240			単-2号	
掘削(砂防)	岩塊・玉石	m3	150	344.3	51,645			単-3号	
掘削(砂防)	軟岩	m3	330	1,972	650,760			単-4号	
土砂等運搬(砂防)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		793,479			内-1号	
土砂等運搬(砂防)	軟岩	式	1		247,665			内-2号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		202,720			内-3号	
盛土工		式	1		125,294				
盛土(流用土)	2.5m未満	m3	10	6,572	65,720			単-5号	

設計内訳書

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	斜面对策		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
盛土(流用土)	2.5m以上4.0m未満	m3	20	850.2	17,004			単-6号	
盛土(流用土)	4.0m以上	m3	90	243.4	21,906			単-7号	
盛土(流用土)	転圧無	式	1		20,664			内-4号	
法面整形工		式	1		474,965				
法面整形(切土部)	砂質土、砂及び砂質土、粘性土	m2	150	922.7	138,405			単-8号	
法面整形(切土部)	軟岩I	m2	280	1,202	336,560			単-9号	
擁壁工		式	1		74,502,416				
作業土工		式	1		5,149,519				
床掘り(掘削)	土砂 片切掘削	式	1		14,231			内-5号	
床掘り(掘削(砂防))	土砂	式	1		281,800			内-6号	
床掘り(掘削(砂防))	岩塊・玉石	式	1		378,730			内-7号	
床掘り(掘削(砂防))	軟岩	式	1		1,478,475			内-8号	

設計内訳書

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	斜面对策		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	式	1		460,230			内-9号	
埋戻し	最大埋戻幅4m以上	式	1		989,170			内-10号	
埋戻し	転圧無	式	1		134,316			内-11号	
岩盤清掃		式	1		408,555			内-12号	
土砂等運搬(砂防)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		289,097			内-13号	
土砂等運搬(砂防)	軟岩	式	1		562,875			内-14号	
整地	残土受入れ地での処理	式	1		152,040			内-15号	
場所打擁壁工		式	1		55,148,771				
コンクリート	21-8-40(高炉) 一般養生	m3	381	35,960	13,700,760			単-10号	
コンクリート	21-8-40(高炉) 特殊養生	m3	619	37,830	23,416,770			単-11号	
間詰コンクリート		式	1		1,973,020			内-16号	
型枠		式	1		11,013,600			内-17号	

設計内訳書

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	斜面对策		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
足場		式	1		4,573,130			内-18号	
目地板	樹脂発泡体(15倍発泡) t=10	式	1		364,455			内-19号	
水抜パイプ	VPφ50	式	1		107,036			内-20号	
張コンクリート工		式	1		14,204,126				
コンクリート	24-8-40(高炉) 一般養生	m3	95	34,300	3,258,500			単-12号	
間詰コンクリート		式	1		1,337,700			内-21号	
張コンクリートずれ止め	H=6.0m	m	28	267,400	7,487,200			単-13号	
型枠		式	1		1,482,600			内-22号	
足場		式	1		573,690			内-23号	
目地板	樹脂発泡体(15倍発泡) t=10	式	1		52,065			内-24号	
水抜パイプ	VPφ50	式	1		12,371			内-25号	
仮設工		式	1		6,224,629				

設計内訳書

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	斜面对策		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
工事用道路工		式	1		5,522,426				
工事用道路		式	1		523,026			内-26号	
道路補修		式	1		4,999,400			内-27号	
仮水路工		式	1		416,603				
コルゲートパイプ		式	1		344,300			内-28号	
素掘側溝		式	1		72,303			内-29号	
交通管理工		式	1		285,600				
交通誘導警備員		式	1		285,600			内-30号	
直接工事費		式	1		83,953,073				
共通仮設費		式	1		11,760,292				
共通仮設費		式	1		2,736,292				
運搬費		式	1		19,202				

設計内訳書

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事 (当初)					事業区分	砂防・地すべり対策		
						工事区分	斜面对策		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
仮設材運搬費		式	1		19,202			内-31号	
安全費		式	1		2,029,090				
繊維網（落石防護ネット）		式	1		2,029,090			内-32号	
現場環境改善費（率計上）		式	1		688,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		9,024,000				
純工事費		式	1		95,713,365				
現場管理費		式	1		26,474,000				
工事原価		式	1		122,187,365				
一般管理費等		式	1		21,892,635				
工事価格		式	1		144,080,000				
消費税相当額		式	1		14,408,000				
工事費計		式	1		158,488,000				

一式当たり内訳書

土砂等運搬(砂防)

第 1号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬(砂防)	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 1.0km以下	m ³	1,290	615.1	793,479			
合 計					793,479			

一式当たり内訳書

土砂等運搬(砂防)

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬(砂防)	標準 軟岩 1.0km以下	m 3	330	750. 5	247, 665			
合 計					247, 665			

一式当たり内訳書

第 3号内訳書

整地

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m ³	1,600	126.7	202,720			
合 計					202,720			

一式当たり内訳書

床掘り(掘削(砂防))

第 6号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削(砂防)	土砂 3,000m3以上 無し	m 3	1,000	281.8	281,800			
合 計					281,800			

一式当たり内訳書

床掘り(掘削(砂防))

第 8号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削(砂防)	軟岩 機械走行面より5m以内	m ³	750	1,713	1,284,750			
積込(ルーズ)(砂防)	標準 土砂	m ³	750	258.3	193,725			
合計					1,478,475			

一式当たり内訳書

第 9号内訳書 埋戻し

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	m ³	230	2,001	460,230			
合 計					460,230			

一式当たり内訳書

埋戻し
第 10号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅4m以上	m 3	910	1,087	989,170			
合 計					989,170			

一式当たり内訳書

埋戻し
第 11号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込（ルーズ）（砂防）	標準 土砂	m ³	520	258.3	134,316			
合 計					134,316			

一式当たり内訳書

第 12号内訳書 岩盤清掃

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
岩盤清掃		m 2	315	1, 297	408, 555			
合 計					408, 555			

一式当たり内訳書

土砂等運搬(砂防)

第 13号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬(砂防)	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 1.0km以下	m ³	470	615.1	289,097			
合計					289,097			

一式当たり内訳書

土砂等運搬(砂防)

第 14号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬(砂防)	標準 軟岩 1.0km以下	m ³	750	750.5	562,875			
合 計					562,875			

一式当たり内訳書

第 15号内訳書 整地

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m ³	1,200	126.7	152,040			
合 計					152,040			

一式当たり内訳書

問詰コンクリート
第 16号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
(本体同時打設)								
コンクリート (場所打擁壁)	各種 一般養生 延長無し	m ³	24	31,020	744,480			
コンクリート (場所打擁壁)	各種 特殊養生(練炭・ジェットヒータ) 延長無し	m ³	38	32,330	1,228,540			
合計					1,973,020			

一式当たり内訳書

型枠
第 17号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物	m ²	1,040	10,590	11,013,600			
合 計					11,013,600			

一式当たり内訳書

足場
第 18号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	単管傾斜足場 必要 標準	掛m ²	490	4,413	2,162,370			
足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛m ²	440	5,479	2,410,760			
合 計					4,573,130			

一式当たり内訳書

水抜パイ
第 20号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
硬質塩化ビニル管	一般管 VP-50	m	217	458	99,386			
吸い出し防止シート	河川護岸用 t=10mm	m ²	10	765	7,650			
合 計					107,036			

一式当たり内訳書

足場
第 23号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
足場工	単管傾斜足場 必要 標準	掛m ²	130	4, 413	573, 690			
合 計					573, 690			

一式当たり内訳書

第 24号内訳書 目地板

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
目地板	30m2以上 樹脂発泡体(15倍発泡) t=10	m 2	13	4,005	52,065			
合 計					52,065			

一式当たり内訳書

第 25号内訳書 水抜パイプ

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
硬質塩化ビニル管	一般管 VP-50	m	22	458	10,076			
吸い出し防止シート	河川護岸用 t=10mm	m ²	3	765	2,295			
合 計					12,371			

一式当たり内訳書

工事用道路

第 26号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削（砂防）	土砂 3,000m3以上 無し	m 3	70	281.8	19,726			
路体（築堤）盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	m 3	680	243.4	165,512			
【撤去】								
掘削（砂防）	土砂 3,000m3以上 無し	m 3	330	281.8	92,994			
土砂等運搬（砂防）	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 1.0km以下	m 3	330	615.1	202,983			
整地	残土受入れ地での処理	m 3	330	126.7	41,811			
合 計					523,026			

一式当たり内訳書

道路補修

第 27号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路補修	l=1305m 利用率1.0	回	7	714,200	4,999,400			
合 計					4,999,400			

一式当たり内訳書

第 28号内訳書 コルゲートパイプ

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
コルゲートパイプ	据付・撤去 フランジ型 1200を超え1800以下 全ての費用	m	10	34,430	344,300			
合 計					344,300			

一式当たり内訳書

第 29号内訳書 素掘側溝

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削(砂防)	岩塊・玉石 3,000m3以上 無し	m ³	210	344.3	72,303			
合 計					72,303			

一式当たり内訳書

第 30号内訳書 交通誘導警備員

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員B		人日	16	17,850	285,600			
合 計					285,600			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費
第 31号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 65km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	1.27	6,060	7,696			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 65km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	1.27	6,060	7,696			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(往復分)	t	1.27	3,000	3,810			
合 計					19,202			

一式当たり内訳書

繊維網（落石防護ネット）

第 32号内訳書

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
落石防止網(繊維網)設置	ネット(ポリエチレン37.5×37.5)	m ²	980	1,426	1,397,480			
落石防止網(繊維網)撤去	ネット(ポリエチレン37.5×37.5)	m ²	980	644.5	631,610			
合 計					2,029,090			

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月	2026.04
						歩掛使用年月	2026.04
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単一1号	掘削	土砂 片切掘削	単位	m3	数量	1	単価
							1,566
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削		土砂 片切掘削	m 3	1	1,323	1,323	
積込 (ルーズ)		土砂 土量50,000m3未満	m 3	1	242.8	242.8	
計						1,565.8	
単価						1,566	円/m3

1 次単価表						単価使用年月	2026.04
						歩掛使用年月	2026.04
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単一2号	掘削(砂防)	土砂	単位	m3	数量	1	単価
							281.8
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削 (砂防)		土砂 3,000m3以上 無し	m 3	1	281.8	281.8	
計						281.8	
単価						281.8	円/m3

1次単価表

						単価使用年月	2026.04	
						歩掛使用年月	2026.04	
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単一3号	掘削(砂防)	岩塊・玉石	単位	m3	数量	1	単価	344.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削(砂防)		岩塊・玉石 3,000m3以上 無し	m 3	1	344.3	344.3		
計						344.3		
単価						344.3	円/m3	

						単価使用年月	2026.04	
						歩掛使用年月	2026.04	
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
単一4号	掘削(砂防)	軟岩	単位	m3	数量	1	単価	1,972
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削(砂防)		軟岩 機械走行面より5m以内	m 3	1	1,713	1,713		
積込(ルーズ)(砂防)		標準 土砂	m 3	1	258.3	258.3		
計						1,971.3		
単価						1,972	円/m3	

1 次単価表

						単価使用年月	2026.04
						歩掛使用年月	2026.04
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-5号	盛土(流用土)	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価
							6,572
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体(築堤)盛土		2.5m未満	m 3	1	6,572	6,572	
計						6,572	
単価						6,572	円/m3

						単価使用年月	2026.04
						歩掛使用年月	2026.04
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-6号	盛土(流用土)	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価
							850.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体(築堤)盛土		2.5m以上4.0m未満	m 3	1	850.2	850.2	
計						850.2	
単価						850.2	円/m3

1 次単価表

						単価使用年月	2026.04
						歩掛使用年月	2026.04
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単一7号	盛土(流用土)	4.0m以上	単位	m3	数量	1	単価
							243.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体(築堤)盛土		4.0m以上 20,000m3未満 無し	m 3	1	243.4	243.4	
計						243.4	
単価						243.4	円/m3

						単価使用年月	2026.04
						歩掛使用年月	2026.04
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単一8号	法面整形(切土部)	㄀質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価
							922.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形		切土部 無し ㄀質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	922.7	922.7	
計						922.7	
単価						922.7	円/m2

1次単価表

1次単価表						単価使用年月	2026.04
						歩掛使用年月	2026.04
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-9号	法面整形(切土部)	軟岩I	単位	m2	数量	1	単価 1,202
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形		切土部 無し 軟岩I 全ての費用	m 2	1	1,202	1,202	
計						1,202	
単価						1,202	円/m2

1次単価表						単価使用年月	2026.04
						歩掛使用年月	2026.04
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-10号	コンクリート	21-8-40(高炉) 一般養生	単位	m3	数量	1	単価 35,960
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート		21-8-40(高炉) 一般養生 圧送管延長無し	m 3	1	35,960	35,960	
計						35,960	
単価						35,960	円/m3

1次単価表

						単価使用年月	2026.04
						歩掛使用年月	2026.04
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-11号	コンクリート	21-8-40(高炉) 特殊養生	単位	m3	数量	1	単価 37,830
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート		21-8-40(高炉) 特殊養生 圧送管延長無し	m 3	1	37,830	37,830	
計						37,830	
単価						37,830	円/m3

						単価使用年月	2026.04
						歩掛使用年月	2026.04
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
単-12号	コンクリート	24-8-40(高炉) 一般養生	単位	m3	数量	1	単価 34,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート		無筋・鉄筋構造物 コンクリートポンプ車打設 各種 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	m 3	1	34,300	34,300	
計						34,300	
単価						34,300	円/m3

1次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0	
単-13号	張コンクリートずれ止め	H=6.0m	単位	m	数量	28	単価	267,400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	張コンクリートずれ止め設置	H=6.0m	m	28	239,800	6,714,400		
	H形鋼	広幅 SS400 100×100	t	2.556	109,000	278,604		
	溝形鋼	中形 SS400 5×75×40	t	0.961	108,000	103,788		
	鉄筋金網	SD295 D13×100~250	t	1.476	163,000	240,588		
	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16~25	t	0.345	108,000	37,260		
	無収縮モルタル		m ³	0.354	311,200	110,164.8		
	計					7,484,804.8		
	単価					267,400	円/m	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	m ²	数量	単価	金額	摘要
岩盤清掃						10	1,297
土木一般世話役		人	0.1	33,252		3,325	
特殊作業員		人	0.1	28,050		2,805	
普通作業員		人	0.2	24,786		4,957	
諸雑費 (率+まるめ) 17%		式	1			1,883	
計						12,970	
単価						1,297	円/m ²

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
コンクリート	21-8-40(高炉) 一般養生 圧送管延長無し	m ³	10	35,960			
普通作業員		人	1.3	24,786	32,221		
特殊作業員		人	0.38	28,050	10,659		
土木一般世話役		人	0.25	33,252	8,313		
運転手（特殊）		人	0.2	28,458	5,691		
生コンクリート	21-8-40(高炉) W/C60%以下 山岳地補正含む	m ³	10.7	26,200	280,340		
軽油		L	16	138	2,208		
コンクリートポンプ車[トラック架装・ブーム式]	圧送能力 90～110m ³ /h	日	0.2	58,200	11,640		
諸雑費（率+まるめ） 15%		式	1		8,528		
計					359,600		
単価					35,960	円/m ³	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	コンクリート	21-8-40(高炉) 特殊養生 圧送管延長無し	単位	m ³	数量	10	単価 37,830
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	普通作業員		人	1.92	24,786	47,589	
	特殊作業員		人	0.25	28,050	7,012	
	土木一般世話役		人	0.35	33,252	11,638	
	運転手（特殊）		人	0.18	28,458	5,122	
	生コンクリート	21-8-40(高炉) W/C60%以下 山岳地補正含む	m ³	10.7	26,200	280,340	
	軽油		L	14	138	1,932	
	コンクリートポンプ車[トラック架装・ブーム式]	圧送能力 90～110m ³ /h	日	0.18	58,200	10,476	
	諸雑費（率+まるめ） 20%		式	1		14,191	
	計					378,300	
	単価					37,830	円/m ³

参考資料 (1)

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

足場工	単管傾斜足場 必要 標準	単位	掛m ²	数量	100	単価	4,413
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	1.5	33,252	49,878		
とび工		人	6.1	30,396	185,415		
普通作業員		人	2.7	24,786	66,922		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力25t吊	日	0.8	53,200	42,560		
諸雑費 (率+まるめ) 28%		式	1		96,525		
計					441,300		
単価					4,413	円/掛m ²	

参考資料（１）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	単位	掛m ²	数量	100	単価	5,479
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	1.6	33,252	53,203		
とび工		人	8.5	30,396	258,366		
普通作業員		人	1.3	24,786	32,221		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力25t吊	日	1.4	53,200	74,480		
諸雑費 (率+まるめ) 31%		式	1		129,630		
計					547,900		
単価					5,479	円/掛m ²	

参考資料（1）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
張コンクリートずれ止め設置	H=6.0m	m			10	239,800
削孔		本	40	25,650	1,026,000	
鋼材挿入		本	40	1,366	54,640	
注入打設		m ³	0.04	332,400	13,296	
鋼材設置		m	10	130,500	1,305,000	
計					2,398,936	
単価					239,800	円/m

参考資料（1）

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	道路補修	L=1305m 利用率1.0	単位	回	数量	1	単価 714,200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	道路補修	1000～1500m未満 補修道路幅員4m 未舗装 利用率100%	m	1,305	547.3	714,226	
	計					714,226	
	単価					714,200	円/回

参考資料（1）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価 17,850
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	交通誘導警備員B		人	1	17,850	17,850	
	諸雑費（まるめ）		式	1		0	
	計					17,850	
	単価					17,850	円/人日

参考資料（1）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道・東北・関東・北陸・中部 65km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価 6,060
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分B	製品長12m以内 70kmまで	t	1	6,060	6,060		
諸雑費(まるめ)		式	1		0		
計					6,060		
単価					6,060	円/t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価 3,000
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み、取卸し費(仮設材等)		t	2	1,500	3,000		
諸雑費(まるめ)		式	1		0		
計					3,000		
単価					3,000	円/t	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
落石防止網(繊維網)設置	ネット(ポリエチレン37.5×37.5)	m ²				100	1,426
普通作業員		人	5.2	24,786	128,887		
落石防止網損料	繊維ネット 網目37.5mm ポリエチレン 1年未満(損料率30%)	m ²	101.3	135	13,675		
諸雑費(まるめ)		式	1		38		
計					142,600		
単価					1,426	円/m ²	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
落石防止網(繊維網)撤去	ネット(ポリエチレン37.5×37.5)	m ²			100	644.5
普通作業員		人	2.6	24,786	64,443	
諸雑費(まるめ)		式	1		7	
計					64,450	
単価					644.5	円/m ²

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	コンクリートポンプ車[トラック架装・ブーム式]	圧送能力 90～110m ³ /h	単位	日	数量	1	単価 58,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリートポンプ車 [トラック架装・ブーム式]		圧送能力 90～110m ³ /h	供用日	1	58,200	58,200	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						58,200	
単価						58,200	円/日

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
	コンクリートポンプ車[トラック架装・ブーム式]	圧送能力 90～110m ³ /h	単位	日	数量	1	単価 58,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリートポンプ車 [トラック架装・ブーム式]		圧送能力 90～110m ³ /h	供用日	1	58,200	58,200	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						58,200	
単価						58,200	円/日

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
削孔	名称	規格	単位	本	数量	100 金額	単価 25,650 摘要
	土木一般世話役		人	10.64	33,252	353,801	
	法面工		人	42.55	33,048	1,406,192	
	普通作業員		人	21.28	24,786	527,446	
	さく岩機 [レッグドリル (空圧式)]	通称30kg級	日	21.28	1,470	31,281	
	空気圧縮機運転	エンジンコンプレッサ 10.5~11m3/分	日	10.64	16,730	178,007	
	諸雑費 (率+まるめ) 3%		式	1		68,273	
	計					2,565,000	
	単価					25,650	円/本

参考資料（２）

鋼材挿入						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	本	数量	単価	100 金額	単価 1,366 摘要
土木一般世話役		人	1.1	33,252		36,577	
法面工		人	2.2	33,048		72,705	
普通作業員		人	1.1	24,786		27,264	
諸雑費（まるめ）		式	1			54	
計						136,600	
単価						1,366	円／本

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
注入打設	名称	規格	単位	m3	数量	1 金額	単価 332,400 摘要
	土木一般世話役		人	2.5	33,252	83,130	
	法面工		人	2.5	33,048	82,620	
	特殊作業員		人	2.5	28,050	70,125	
	普通作業員		人	2.5	24,786	61,965	
	グラウトミキサ [上下2槽式]	攪拌容量200L×槽2	日	2.5	3,590	8,975	
	グラウトポンプ [単筒複動ピストン式]	吐出量30～70L/min	日	2.5	3,160	7,900	
	工事用水中モータポンプ [普通型]	潜水ポンプ 口径φ50mm 全揚程10m	日	2.5	194	485	
	発動発電機運転	ディーゼルエンジン駆動 出力10kVA	日	2.5	3,332	8,330	
	諸雑費 (率+まるめ) 3%		式	1		8,870	
	計					332,400	
	単価					332,400	円/m3

参考資料（2）

鋼材設置						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	m	数量	単価	10 金額	130,500 摘要
H鋼材設置		kg		902.46	488.1	440,490	
溝形鋼材設置		kg		339.08	1,301	441,143	
鉄筋金網材設置		m ²		65.42	6,472	423,398	
計						1,305,031	
単価						130,500	円/m

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	摘要
道路補修	1000～1500m未満 補修道路幅員4m 未舗装 利用率100%	m	数量		100	547.3	
普通作業員		人	0.6	24,786	14,871		
バケット運転	クローラ型 排出ガス対策型(第2次) バケット容量0.8m3	日	0.6	66,420	39,852		
諸雑費(まるめ)		式	1		7		
計					54,730		
単価					547.3	円/m	

参考資料（3）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	摘要
空気圧縮機運転	エンジンコンプレッサ 10.5～11m ³ /分					1	16,730
軽油		L		84	138	11,592	
空気圧縮機 [可搬式・エンジン駆動・スクリュ型]	吐出量10.5～11.0m ³ /分	日		1.56	3,290	5,132	
諸雑費（まるめ）		式		1		6	
計						16,730	
単価						16,730	円/日

参考資料（3）

参考資料（3）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
発動発電機運転	ディーゼルエンジン駆動 出力10kVA	単位	日	数量	1	単価	3,332
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油		L	15	138	2,070		
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]	10kVA	日	1.18	1,070	1,262		
諸雑費（まるめ）		式	1		0		
計					3,332		
単価					3,332	円/日	

参考資料（3）

H鋼材設置						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	kg	数量	単価	1,000 金額	単価 488.1 摘要
土木一般世話役		人		2.22	33,252	73,819	
法面工		人		2.22	33,048	73,366	
溶接工		人		2.22	38,046	84,462	
特殊作業員		人		2.22	28,050	62,271	
高所作業車運転	自走式・伸縮臂・クレーン 作業床高12m	日		2.22	43,500	96,570	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力4.9 t吊	日		2.22	40,000	88,800	
諸雑費 (率+まるめ) 3%		式		1		8,812	
計						488,100	
単価						488.1	円/kg

参考資料（3）

溝形鋼材設置						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	kg	数量	単価	1,000 金額	1,301 単価 1,301 摘要
土木一般世話役		人		5.92	33,252	196,851	
法面工		人		5.92	33,048	195,644	
溶接工		人		5.92	38,046	225,232	
特殊作業員		人		5.92	28,050	166,056	
高所作業車運転	自走式・伸縮アーム・クレーン 作業床高12m	日		5.92	43,500	257,520	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力4.9 t吊	日		5.92	40,000	236,800	
諸雑費 (率+まるめ) 3%		式		1		22,897	
計						1,301,000	
単価						1,301	円/kg

参考資料（3）

鉄筋金網材設置						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026.04 2026.04 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	m2	数量	単価	100 金額	単価 6,472 摘要
土木一般世話役		人		4.55	33,252	151,296	
法面工		人		9.09	33,048	300,406	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	最大吊上能力4.9t吊	日		4.55	40,000	182,000	
諸雑費（率+まるめ） 3%		式		1		13,498	
計						647,200	
単価						6,472	円/m2

参考資料 (3)

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホウ (特殊)	クローラ型 排出ガス対策型 (第2次) バケット容量0.8m ³	人	1	28,458	28,458	
軽油		L	87	138	12,006	
バックホウ (クローラ型) [標準型]	排出ガス対策型 (第2次) バケット容量0.8m ³	供用日	1.5	17,300	25,950	
諸雑費 (まるめ)		式	1		6	
計					66,420	
単価					66,420	円/日

参考資料（４）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高所作業車運転	自走式・伸縮フォーム・クローラ 作業床高12m	単位	日	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	運転手（特殊）		人	1	28,458	28,458	
	軽油		L	18	138	2,484	
	高所作業車賃料	自走式・伸縮フォーム・クローラ 作業床高12m(長期割引適用)	日	1.4	8,970	12,558	
	諸雑費（まるめ）		式	1		0	
	計					43,500	
	単価					43,500	円/日

参考資料（４）

単価使用年月	2026.04
歩掛使用年月	2026.04
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高所作業車運転	自走式・伸縮フォーム・クローラ 作業床高12m	単位	日	数量	1	単価	43,500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	28,458	28,458		
	軽油		L	18	138	2,484		
	高所作業車賃料	自走式・伸縮フォーム・クローラ 作業床高12m(長期割引適用)	日	1.4	8,970	12,558		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					43,500		
	単価					43,500	円/日	

R7ワミ沢山腹擁壁工工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	83,953,073
(2)共通仮設費	11,760,292
(3)純工事費	95,713,365

(1)+(2)

(4)現場管理費	26,474,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	122,187,365
---------	-------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	21,892,635
(8')その他費目計	0
(9)業務委託料等	0

(10)工事価格	144,080,000
----------	-------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
(17)工場管理費	0
(18)工場製作原価	0

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額) 21,895,975)

(11)消費税相当額	14,408,000
------------	------------

(12)請負工事価格	158,488,000
------------	-------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	144,080,000
-------------	-------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	143,803,000
------------	-------------

(15)調査基準価格の100/110	130,730,000
--------------------	-------------

(万円未満切り捨て)

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 砂防・地すべり等工事			合算工事： 0				
対象工事費	83,953,073	直接工事費	83,953,073	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）			0				
管理費区分1			0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7			0	(工場原価)			
管理費区分5			0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9			0	(間接費非対象額)			
管理費区分T			0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支 給 品（＋）			0				
無償貸付機械評価額（＋）			0				
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		83,953,073		現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		83,953,073			0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		8.11 %			0 %		
施工地域等補正		1.3	ICT施工補正		1		
率（補正後）		10.75 %	(10.54% × 週休1.02)				
計上額		9,024,000			0		0
比較結果							
	当該追加工事	A					
	0	0				調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	83,953,073	直接工事費	83,953,073		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	83,953,073	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.82 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.82 %				
計上額	688,000		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	2,048,292				
運搬費	19,202	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	2,029,090	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					11,760,292

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	95,713,365	単独（追加工事）直接工事費	83,953,073	単独（追加工事）共通仮設費	11,760,292
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	95,713,365	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	95,713,365		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	26.85 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	27.66 %	（26.85% × 週休1.03）	0 %		
計上額	26,474,000		0		0
			5,403,000	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	日光砂防事務所 工務課		工事番号	第 0 回変更
発注年月	令和08年03月	契約区分	主工種	砂防・地すべり等工事
		単年度（繰越を含む）の分任官		

工事原価	122,187,365				
純工事費	95,713,365	現場管理費	26,474,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	122,187,365	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	122,187,365	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	122,187,365				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.88 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	21,892,635				
業務委託料等	0				
調査基準価格	143,803,000				
調査基準価格の100/110	130,730,000	（ 90.73 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 ワ ミ 沢 山 腹 擁 壁 工 工 事

国土交通省 関東地方整備局
日光砂防事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 7ワミ沢山腹擁壁工工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
斜面对策		式		1		
砂防土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 片切掘削	m3		110		
掘削(砂防)	土砂	m3		1,800		
掘削(砂防)	岩塊・玉石	m3		150		
掘削(砂防)	軟岩	m3		330		
土砂等運搬(砂防)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
土砂等運搬(砂防)	軟岩	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
盛土工		m3		1		

工事数量総括表

工事名	R 7ワミ沢山腹擁壁工工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
盛土(流用土)	2.5m未満	m3		10		
盛土(流用土)	2.5m以上4.0m未満	m3		20		
盛土(流用土)	4.0m以上	m3		90		
盛土(流用土)	転圧無	式		1		
法面整形工		式		1		
法面整形(切土部)	埴質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		150		
法面整形(切土部)	軟岩I	m2		280		
擁壁工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り(掘削)	土砂 片切掘削	式		1		
床掘り(掘削(砂防))	土砂	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7ワミ沢山腹擁壁工工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
床掘り(掘削(砂防))	岩塊・玉石	式		1		
床掘り(掘削(砂防))	軟岩	式		1		
埋戻し	最大埋戻幅1m以上4m未満	式		1		
埋戻し	最大埋戻幅4m以上	式		1		
埋戻し	転圧無	式		1		
岩盤清掃		式		1		
土砂等運搬(砂防)	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
土砂等運搬(砂防)	軟岩	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
場所打擁壁工		式		1		
コンクリート	21-8-40(高炉) 一般養生	m3		381		

工事数量総括表

工事名	R 7ワミ沢山腹擁壁工工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
コンクリート	21-8-40(高炉) 特殊養生	m3		619		
間詰コンクリート		式		1		
型枠		式		1		
足場		式		1		
目地板	樹脂発泡体(15倍発泡) t=10	式		1		
水抜パイプ	VP φ 50	式		1		
張コンクリート工		式		1		
コンクリート	24-8-40(高炉) 一般養生	m3		95		
間詰コンクリート		式		1		
張コンクリートずれ止め	H=6.0m	m		28		
型枠		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7ワミ沢山腹擁壁工工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
足場		式		1		
目地板	樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	式		1		
水抜パイプ	VP φ 50	式		1		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
工事用道路		式		1		
道路補修		式		1		
仮水路工		式		1		
コルゲートパイプ		式		1		
素掘側溝		式		1		
交通管理工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
安全費		式		1		
繊維網(落石防護ネット)		式		1		
現場環境改善費(率計上)		式		1		
共通仮設費(率計上)		式		1		
純工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7ワミ沢山腹擁壁工工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 ワミ沢山腹擁壁工工事

特記仕様書

令和 8 年 3 月

日光砂防事務所

第1編 共通編

第1章 総則

第1条 摘要

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。 URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙-1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等(契約書第10条)

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の

建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は栃木県内の工事でなければならない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第6条 コリنز (CORINS) への位置情報の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

起点 栃木県日光市上栗山 緯度 36° 51' 29" 経度 139° 35' 59"
終点 栃木県日光市上栗山 緯度 36° 51' 29" 経度 139° 36' 00"

第7条 コリنز (CORINS) への工事概要の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

(記載例)

本工事は、鬼怒川右支川唐沢流域のワミ沢崩壊地において、崩壊斜面の拡大防止及び土砂生産抑制の対策を施工するものである。

第8条 コリنز (CORINS) への設計業務名及びテクリス番号の入力

共通仕様書 1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

コリنزへ登録する業務名及びテクリス番号

業 務 名	テクリス番号
R 2 日光砂防管内砂防施設設計業務 (その2)	4041003436

第9条 工事用地等の使用

1. 工事の履行に先立ち、貸与された資料等により使用条件や履行義務等を確認するとともに、実際の土地の使用範囲や境界杭等を現地で確認するものとする。
また、工事の履行中及び完了時にも確認を行うものとする。
2. 現地調査等により確認した内容は書面にて監督職員等に報告するものとする。
3. 工事の履行に伴い、下記に示す事案が発生した場合は、監督職員に報告し、その指示によるものとする。
 - 1) 貸与された資料等と現地に相違がある場合
 - 2) やむを得ない事情により境界標等の移設が必要な場合
 - 3) やむを得ない事情により使用条件や工事の履行に困難が生じた場合

4) その他、土地の使用にあたって疑義等が生じた場合

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

※作成例

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ○○建設株式会社



注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2) 所属会社の写真とする。

第11条 調査・試験に対する協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - 1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - 2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - 3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は日光砂防事務所のホームページにより公表する。
 - 4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表

比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第 1 2 条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第 8 5 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第 1 3 条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第 8 5 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

① 擁壁工

第 1 4 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－1 5）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 1 5 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 1 6 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務

の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

- ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
- ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
- ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

（注）「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」又は「工事施行中における受発注者間の情報共有システム機能要件」が改定されている場合には、直近のものを記載すること。

第17条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第18条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等

の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第19条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第20条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第21条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

① 本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第22条 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

第 2 3 条 スライド条項

工事請負契約書第 2 6 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 2 4 条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1)分別解体の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル

法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 25 条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号) 第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。)するものとする。

なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第 26 条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022(再生骨材 M を用いたコンクリート)、JIS A 5023(再生骨材 L を用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材 M を用いたプレキャストコンクリート製品については、JIS A 5365(プレストキャストコンクリート製品—検査方法通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「共通仕様書 1-3-3-3 配合」に従うものとする。

第 27 条 建設副産物

1. 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

2. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する

場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

3. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と前項の「再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

4. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

第28条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領（令和7年3月改定）の関連要領等一覧（URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）によるものとする。

第29条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリス

ト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会、[〈https://www.jcomsia.org/kokuban〉](https://www.jcomsia.org/kokuban)。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(以下、デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2.に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会
[〈https://www.jcomsia.org/kokuban〉](https://www.jcomsia.org/kokuban)。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第30条 ICT活用工事(擁壁工)について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的

活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、擁壁工等を含む一般土木工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でICT施工技術を活用することとする。擁壁工等についての施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲・数量を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

- ① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

但し、擁壁工等の関連施工としてICT土工等が行われる場合、監督職員との協議の上、その起工測量データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

- ② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工等と併せて行うが、ICT擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

なお、ICT擁壁工の3次元設計データとは、3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（擁壁工編）で定義する擁壁工設計データのことを言う。

③ 該当なし

④ 3次元出来形管理等の施工管理

（1）出来形管理

擁壁工の施工管理において、以下1）～7）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1）～4）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1）～7）のICT施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。

（2）出来形管理基準および規格値

出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（1）で定める計測技術を用い以下1）の出来形管理要領によるものとする。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

（3）出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①②④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータ

を受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第31条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする

第32条 ICT活用工事の費用について

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までにICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき以下の（1）（2）により費用を計上することとする。

・ICT活用工事（擁壁工）積算要領

（1）3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

（2）3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積りにより算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、擁壁工（ICT）と同時に実施する土工（ICT）等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しな

い。

- ・ 共通仮設費率補正係数：1.2
- ・ 現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

なお、以下の5)～7)による出来形管理を実施した場合は、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、計上しない。

- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第33条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第34条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式（洋風）便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第35条 BIM/CIM 適用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事（受注者希望型）である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者で協議し実施する。

（参考）3次元モデル作成の目安

詳細度	200～300程度 ※1
-----	--------------

	※1 構造形式が分かるモデル～主構造の形状が分かるモデル
属性情報	3次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する（BIM/CIM 取扱要領「附属資料2 オブジェクト分類」を参照）。

1 BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2 BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 8) 後段階への引継事項（データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 9) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4 その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト (<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第36条 DXデータセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発

注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用するDXデータセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料 (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第37条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	作業区分	交通誘導警備員	備考
コンクリート打設時	昼間作業	1人	交代要員なし

6. 安全ネットの設置

工事の施工にあたり、床堀り等における土砂掘削時の斜面崩落を防止するため落石防止網等の安全ネットを設置し、災害の防止に努めるものとする。

7. UAV 等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等において UAV 等を使用する場合、安全面への配慮として下記 URL に基づいて UAV 等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第38条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

1) 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数 (WBGT) が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数 (WBGT) が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値 (%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

第39条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第40条 出水期間中の現場管理及び施工について

1. 本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1

編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6を参考にすること。

防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

2. 施工箇所において全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第41条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第42条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第43条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP > 河川 > 技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第44条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機

能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第45条 低騒音型建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第46条 過積載による違法運行の防止対策について

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第47条 工事現場の現場環境改善

1. 工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善の内容については、原則として仮設費2項目、安全費1項目、営繕費2項目合計5項目とし、選択にあたっては、[別表第1]より適切な組み合わせとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
3. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
4. 選択項目は、現場条件(競合工事等)を十分検討のうえ、行うこと。
5. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督

職員と協議するものとし、現場環境改善費（率計上）の50%を上限として設計変更の対象とする。

[別表第1] 現場環境改善の内容

費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ設備 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の軽減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明灯安全設備のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等）
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の費用含む）、9. 社会貢献

第48条 工期

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで

2. 工期は、雨天、休日等を見込み契約の翌日から令和9年3月26日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

①	準備期間	30日間
②	後片付け期間	20日間
③	雨休率（猛暑日補正あり）	0.79

	実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数	
--	---------------------------------	--

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下のとおりである。（当該工事の作業不能日ではない。）

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：28日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：4日間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（日光観測所）及び環境省（日光東町地点（2022以前は今市地点））のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

3. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第49条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第50条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。

3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第51条 週休2日制適用工事（完全週休2日（土日）（受注者希望方式）

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の變形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設

定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。

9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第52条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、日光観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第53条 個人情報の取扱いについて

(基本的事項)

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

(秘密の保持)

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知

ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(別紙-2)を発注者に提出しなければならない。

9. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

(管理の確認等)

10. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

11. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

12. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第54条 作業区分

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全工種	8:00~17:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第55条 時間的制約

本工事は当初発注時において1日8時間の作業時間の確保が可能であると想定しているが、工事に従事する者の現場への移動時間を考慮したときに1日8時間の作業時間を確保することが困難であると判断された場合においては、契約後に実際にかかる移動時間について必要に応じて監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第56条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録技術 URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進 (II) 型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 5 7 条 新技術の活用 (施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ~ 4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ~ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETI

S 申請者の負担とする。

7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「一VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第58条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施（発注者指定型）

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案) R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有シ

システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

4. 遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第59条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事实施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事实施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査）

査、現場実地検査) を選択することも可能である。

凡例○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月3

0 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 60 条 契約後 V E 方式

1. 「V E 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。
2. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
3. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
4. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
5. 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
6. 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前までに、発注者に提出できるものとする。
7. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
8. 提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E 提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。
9. V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
10. V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
11. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
12. 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。

13. VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。
14. 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
15. 発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第61条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「第56条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第62条 出来高部分払方式

本工事は部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第63条 見積活用方式の試行について

本工事は、直接工事費及び共通仮設費の一部について、見積もりの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

直接工事費に係わる以下のものについて、見積書の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする工事である。

工 種	種 別	細 別
擁壁工	場所打擁壁工	コンクリート

見積採用工種等の変更については、他の工種と同様の扱いとする。

第 6 4 条 建設資材調達に係る設計変更

資材については、安定的な確保を図るために、当初想定していた調達地域以外から調達せざるを得ないなどの理由により、見込んでいた単価と乖離が生じる場合、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第 6 5 条 クレーン費用

本工事におけるラフテレーンクレーンについては 25t 吊（日極）を計上しているが、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第 6 6 条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

1. 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下、実績変更対象費）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

3. 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式 1）を作成し、監督職員に提出するものとする。

4. 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式 2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

5. 受注者の責による工事工程の遅れ等受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

6. 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工

事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

7. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
8. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第67条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第68条 情報管理体制の確保

受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書 1-1-1-6 に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式-18を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

- ・受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
- ・受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ・要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- ・受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実にすること。

- ・受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第2章 土 工

第69条 一般事項及び土の分類

1. 発生材については、関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。
2. 本工事で掘削する土の分類は、以下のとおりとする。

分類 土砂：土砂、岩塊・玉石
岩石：軟岩

第70条 建設発生土の受け入れ地

本工事の内、盛土工に使用する土は、現場内で採取し、発生残土は唐沢砂防堰堤左岸堆砂敷に運搬(L=1.0km 以下)するものとするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

なお、詳細な位置、搬入後の整地及び後片付け等については監督職員の承諾を得るものとする。

第71条 伐木・伐開・除根

発生材については、関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。

第72条 立木の伐採

本工事で支障となる樹木については、本工事で伐採及び処分を行うものとする。なお、伐木及び伐木処分に要する費用については見込んでいないので、受注者は、木材の処理方法等について監督職員と協議するものとする。必要とみられる費用については設計変更の対象とする。

なお、有価物が発生する場合は、監督職員と協議すること関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第73条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	施工基準強度 (N/mm ²)	セメントの種類	摘要
場所打擁壁工	40mm	8±2.5cm	21.0以上	高炉B種	W/C 60%以下
張コンクリート	40mm	8±2.5cm	24.0以上	高炉B種	W/C 60%以下

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木編)(平成14年8月一部改正)により行うものとする。

第74条 配合

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管(函)渠等(φ600未満、600mm×600mm未満)の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。
- ・河川における護岸構造物(特殊堤及び船着場等は除く。)

第75条 レディーミクストコンクリート単位水量測定

本工事においては、1日当たりレディーミクストコンクリートの使用量が100m³以上施工するコンクリート工において、「レディーミクストコンクリートの品質確保について(平成15年10月2日、国官技第185号)」、「レディーミクストコンクリートの品質確保について」の運用について(平成15年10月2日、国コ企第3号)及び「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(以下、測定要領という)(これらについて、受注者が所持しない場合は工事契約後に受注者から監督職員に通知を求めるものとする。)に基づき、施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員から請求があった場合は直ちに提示しなければならない。測定機器は測定要領の「2. 測定機器」によるものとするが、現場条件により発注者から測定機器を指示する場合がある。又、使用する機器を施工計画書に記載するものとする。

単位水量の測定は、測定要領の「6. 測定頻度」及び「7. 管理基準値・測定結果と対応」により実施することとする。なお、これらに定められてない場合は監督職員と協議するものとする。

第76条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、高炉セメントでセメント量は、1:3とする。

なお、これによりがたい場合は監督職員の承諾を得るものとする。

第2編 土木工事共通編

第1章 総 則

第77条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第78条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事は、施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第79条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第80条 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、

受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。
ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種 別	細 別	確認時期
砂防土工・作業土工	掘削・床掘	土質の変化した時
擁壁工		法線設置完了時

第 8 1 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12によるものとする。

第 8 2 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和4年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和4年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第 8 3 条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏

まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第84条 検査書類限定型工事

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「検査書類限定型工事」の対象である。
2. 検査書類限定型工事とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

① 施工計画書	⑥ 出来形管理図表
② 施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦ 品質管理図表
③ 工事打合せ簿（協議）	⑧ 品質規格証明資料
④ 工事打合せ簿（提出）	⑨ 品質証明書
⑤ 工事打合せ簿（承諾）	⑩ 工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第85条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 一般施工

第86条 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 埋戻し場所は、構造物設置のために掘削した箇所とする。
2. 埋戻し高については、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 前項1の埋戻し場所のうち、締固めを要する箇所は、構造物の基礎、背面及びその他監督職員の指示する箇所とする。
4. 締固めは、一層40cm以内に敷均し、次のいずれかの方法又は、監督職員の承諾を得た方法で締固めなければならない。
 - (1) ブルドーザ15t以上の場合は5回以上、21t以上の場合は4回以上。
 - (2) 振動ローラー2.5t以上の場合は5回以上。
 - (3) タンパ60～100kgの場合は5回以上。

5. 埋戻し材料・盛土材料は掘削土砂・河床材料とし、監督職員の承諾を得たものとする。

第87条 工事用道路工

1. 仮道路及び既設の工事用道路等は、工事期間中適切な管理を行い利用するものとする。
2. 既設の工事用道路等の補修等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 測点 110.0 から下流の工事用道路は次期工事のために工事終了後も存置するものとする。
4. 上記により難しい場合は協議するものとする。

第88条 仮設工

1. 本工事の工事用道路、砂防仮締切及びその他の仮設備等に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者においては十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。
2. 本工事における仮排水はコルゲートパイプを計上しているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとし、必要と認められる費用については設計変更の対象とする。
3. 砂防仮締切について以下の条件を満たしているものとする。
 - (1) 設計対象流量は、次表のとおりとする。

対象時期	対象流量
1月～2月・11月～12月	3.89 m ³ /sec
3月～5月	7.79 m ³ /sec
6月	11.68 m ³ /sec
7月～10月	15.57 m ³ /sec

- (2) 原則として、仮排水路のために下流の岩盤を掘削してはならない。

4. 水替えについて、現地状況を確認し、必要に応じて、監督職員と協議するものとし、必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第89条 間詰工

間詰の施工範囲は下記のとおりとし、詳細については監督職員の承諾を得るものとする。

1. 跡埋間詰
構造物基礎の岩石掘削跡に、コンクリートにより跡埋間詰を施工するものとする。

第90条 目地板

伸縮目地材は、合成樹脂発泡体（発泡倍率1.5倍）とし厚さは10mm又はこれと同等以上とする。

第91条 水抜きパイプ

水抜きパイプは、2㎡に1箇所設置するものとし、その設置位置については監督職員の承

諾を得るものとする。

第3章 その他

第92条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第93条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

- ① 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
- ② 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第94条 土石流に対する安全対策

1. 安全対策の検討のための資料提供
検討のために以下の資料を貸与する。
 - (1) 流域面積・河床勾配・最新及び過去の災害時の航空写真（の撮影者・撮影時期）
 - (2) 過去の土砂災害発生年月、災害状況写真、災害時の降雨量、最新の崩壊分布図
2. 安全対策設備
安全対策として必要な仮設備の仮設にあたっては、請負者自らの責任において、現地状況を十分に把握し安全性、経済性及び細部構造等について十分に検討を行ったうえ、必要な安全対策設備を施工するものとする。なお、当初において安全対策設備費として土石流センサー等の設置に要する費用は計上していないが、協議のうえ、契約変更の対象とする。

第95条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明

書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第96条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第97条 現場における留意事項

施工を行うにあたって、以下の事項について留意すること。

1. 施工を行うに当たっては、地層構造や地山の劣化状態を調査し、崩壊等の危険性について詳細に確認・検討すること。また、過去及び現在の地山の崩壊等の状況、作業箇所
の形状等にも注意した上で危険性を判断すること。
2. 崩壊等の危険性が高い場所での作業に当たっては、崩壊等の危険がある部分を確実に
取り除く等した上で行うこと。
3. 法面等において作業を行う場合は、万一の崩壊に備え、その日の作業開始前や異常時
の地山の点検を適正に行って施工するほか、関係法令の遵守に加え、作業員の安全確保
に万全を期すこと。
4. 以上の事項については、関係作業員のみならず、関係請負人及び関係請負人の作業員
を含めた関係者へも周知徹底を図ること。
5. 上記4項目に対し実施する内容については、施工計画書を提出するものとし、必要と
認められるものについては、契約変更の対象とする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<input type="checkbox"/> 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 <input type="checkbox"/> 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 <input type="checkbox"/> 設計工程上見込んである休日日数等作業不能日数。	第40条、第48条、 第54条 第49条 第49条
公害関係	<input type="checkbox"/> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第45条
安全対策関係	<input type="checkbox"/> 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 <input type="checkbox"/> 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 <input type="checkbox"/> 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第42条、第43条 第37条 第37条、第41条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 <input type="checkbox"/> 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 <input type="checkbox"/> 仮道路を設置する場合。 <input type="checkbox"/> 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 <input type="checkbox"/> 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 <input type="checkbox"/> 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第87条 第87条 第87条 第87条
仮設備関係	<input type="checkbox"/> 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	第87条、第88条
建設副産物関係	<input type="checkbox"/> 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 <input type="checkbox"/> 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件	第70条 第24条

概略工事工程表

別紙-5

工事名：R7ワミ沢山腹擁壁工工事

工種	単位	数量											備考		
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
準備工	式	1	■												・30日間
仮設工(仮道路)	式	1		■									■		・1pt
仮設工(流水処理)	式	1			■									■	・1pt
作業土工	式	1				■	■	■	■						・1pt
張コンクリート工	m3	95				■	■	■	■	■					・1pt(Co擁壁と別班)
場所打擁壁工	m3	1,000							■	■	■	■	■		・1pt(張Coと別班)
後片付け	式	1												■	・20日間
制約条件	・お盆 ・年末年始	—													・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬

<関係機関協議>

工事着手にあたっての関係機関協議、地元説明は、発注者が主体となって実施します。

<余裕期間制度(フレックス)の活用について>

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の内で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。

なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者の配置が不要となります。

実績変更対象費に関する実施計画書

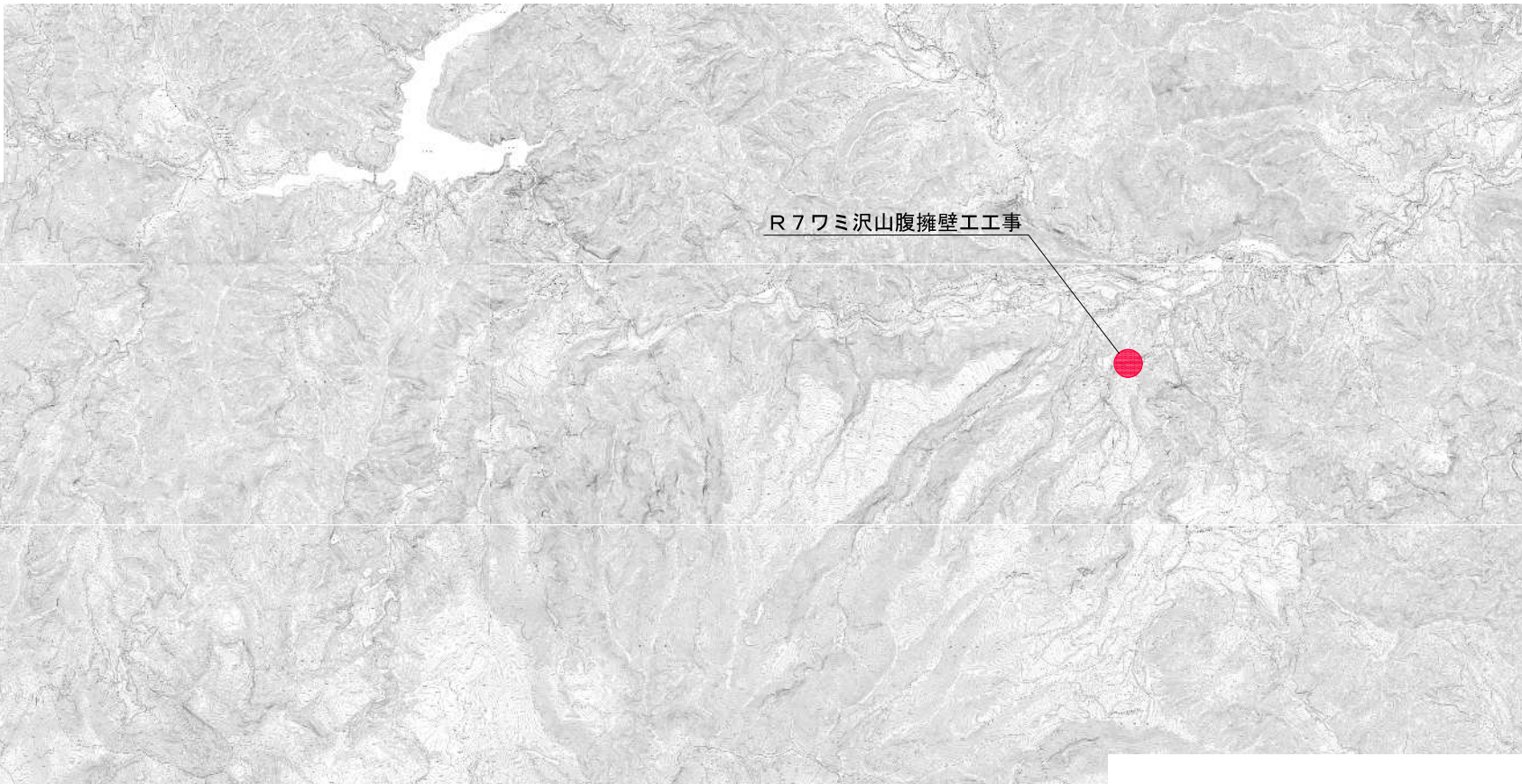
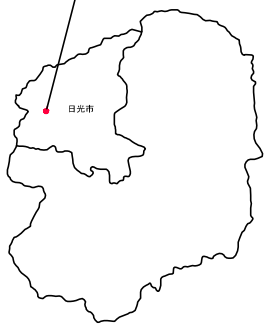
費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮 設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要した地代及 び建物を建築する代わりに貸し ビル、マンション、民家等を長期 借上げした場合に要した費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿 泊した場合に要した費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々 当該現場に送迎輸送(水上輸 送を含む)をするために要した 費用(運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む)	
	小 計			
現場管 理費	労務管 理費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	当初 計上額	変更 計上額	差額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

R7ワミ沢山腹擁壁工工事

位置図 S=1:50,000



工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事				
図面名	位置図				
年月日	令和8年3月 日				
縮尺	1:50,000	図面番号	18の1		
所長	副所長	課長	係長	設計	
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所				


平面図 S=1:500

栃木県日光市
【ワミ沢地区】



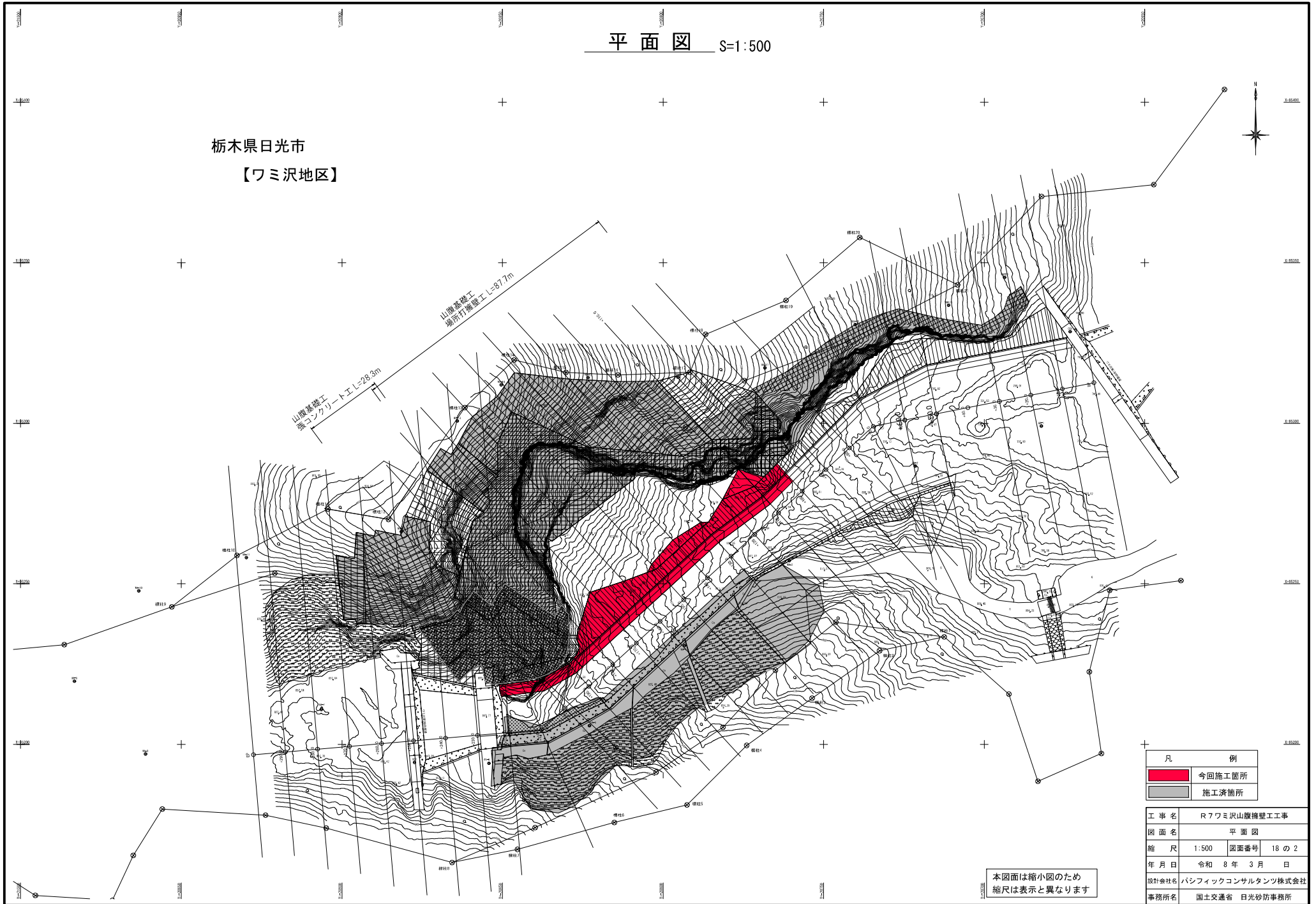
山腹擁壁工
強コンクリート工 L=28.3m

山腹擁壁工
場所付擁壁工 L=87.7m

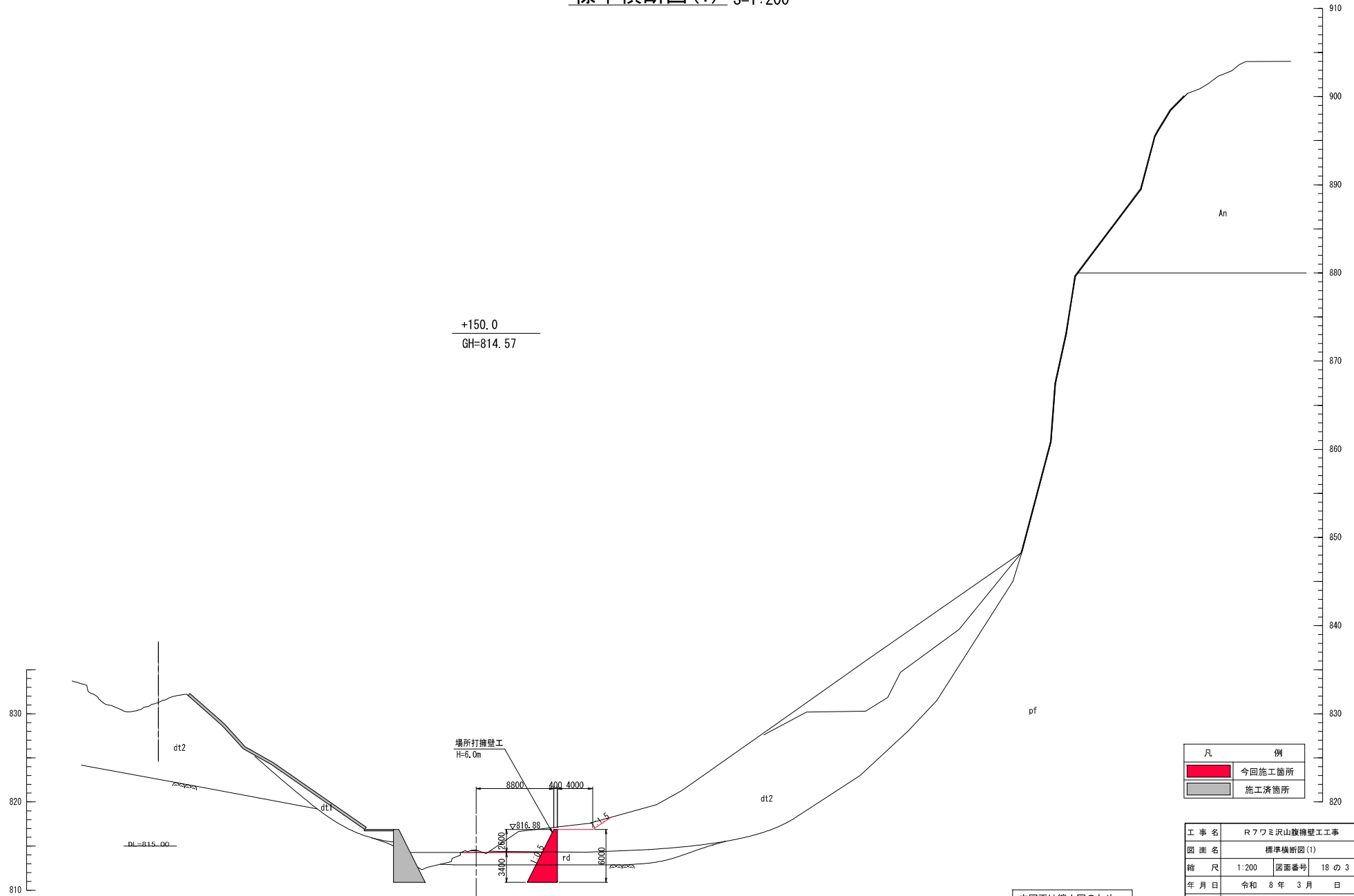
凡 例	
	今回施工箇所
	施工済箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	平面図		
縮尺	1:500	図面番号	18の2
年月日	令和8年3月日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります



標準横断図(1) S=1:200

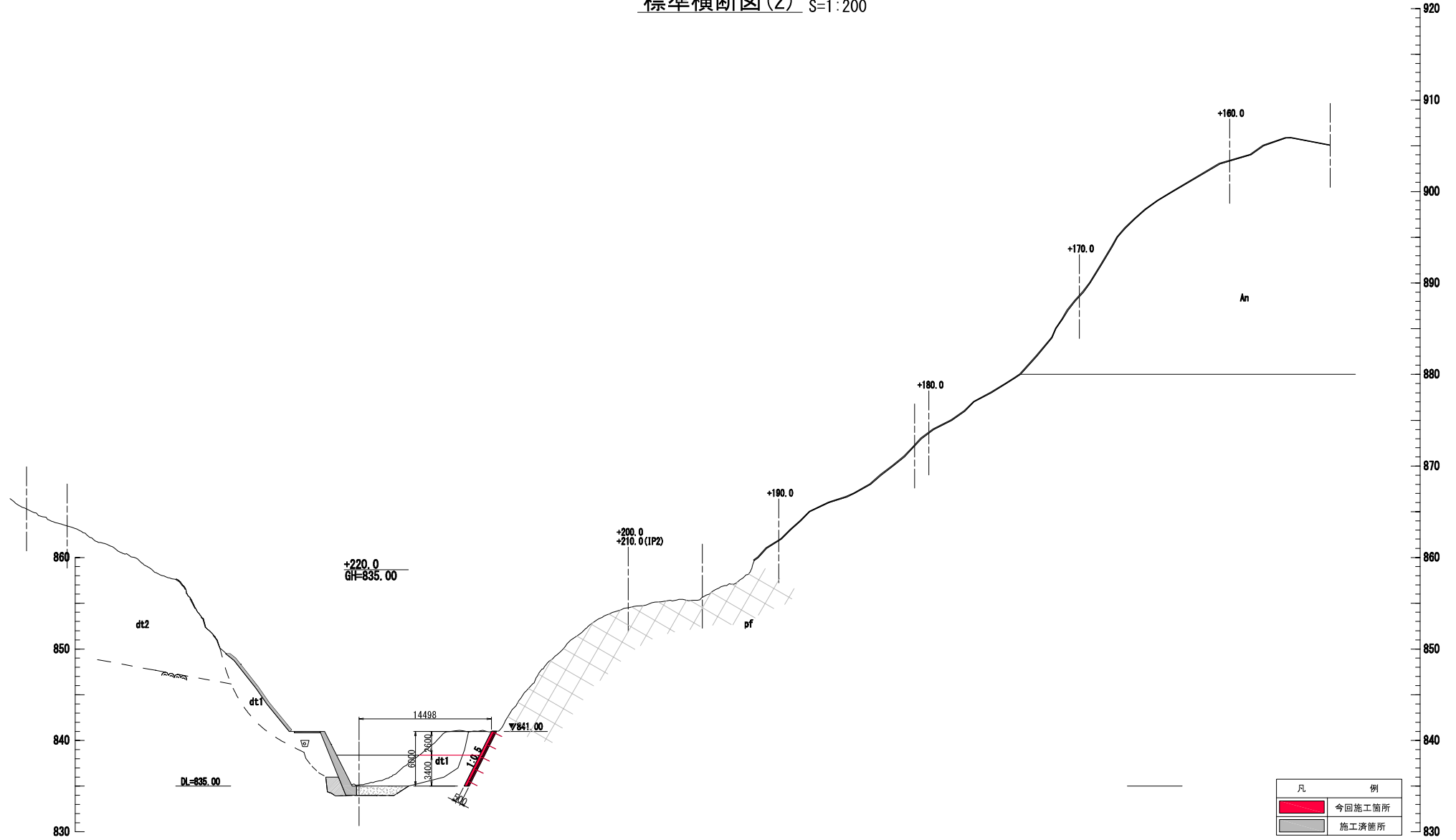


凡	例
	今回施工箇所
	施工済箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	標準横断図(1)		
縮尺	1:200	図面番号	18の3
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

標準横断図(2) S=1:200

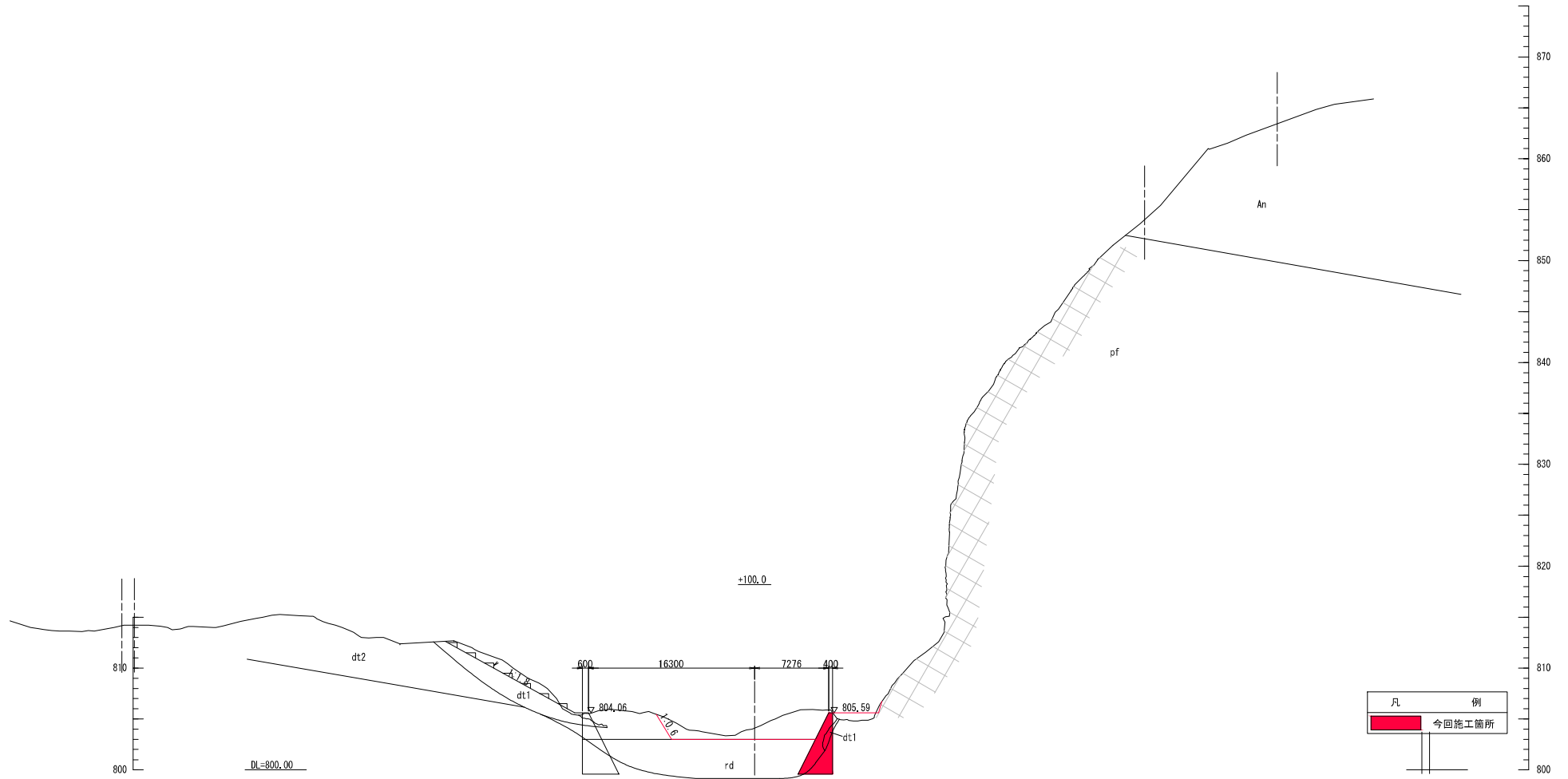


凡	例
	今回施工箇所
	施工済箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工事		
図面名	標準横断図(2)		
縮尺	1:200	図面番号	18の4
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(1) S=1:200

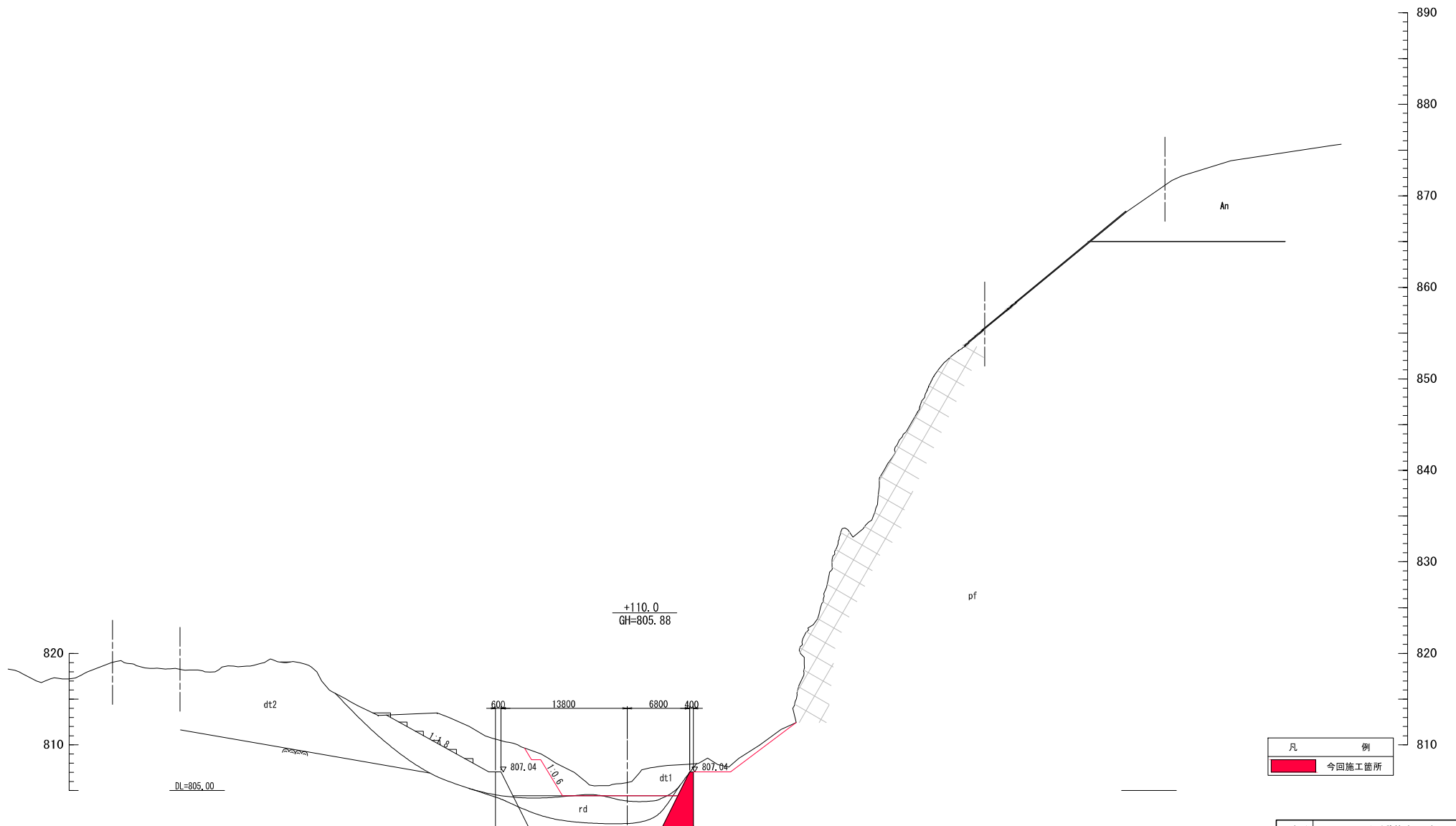


凡	例
	今回施工箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	横断図(1)		
縮尺	1:200	図面番号	18の5
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(2) S=1:200

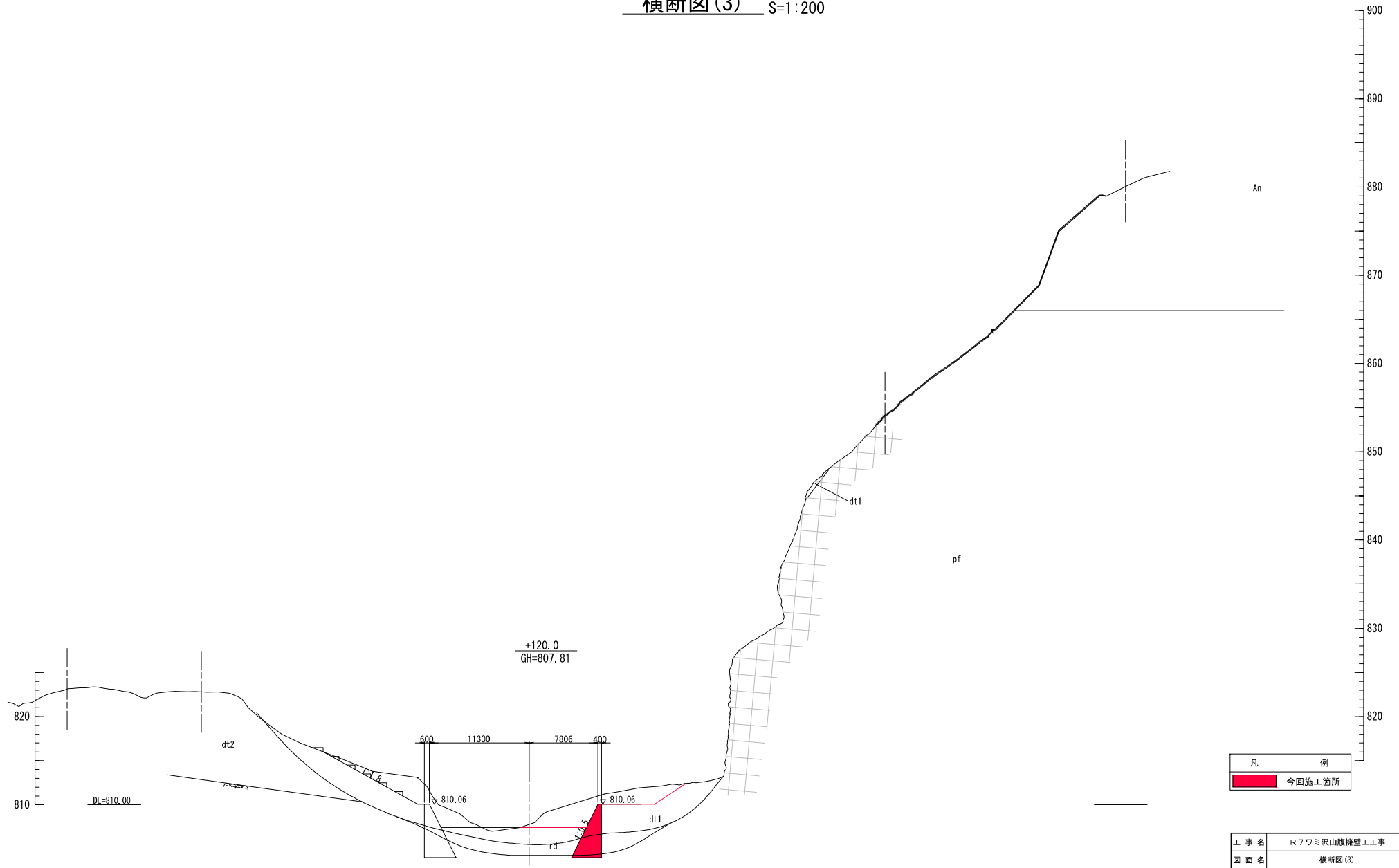


凡	例
■	今回施工箇所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	横断図(2)		
縮尺	1:200	図面番号	18の6
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

横断図(3) S=1:200

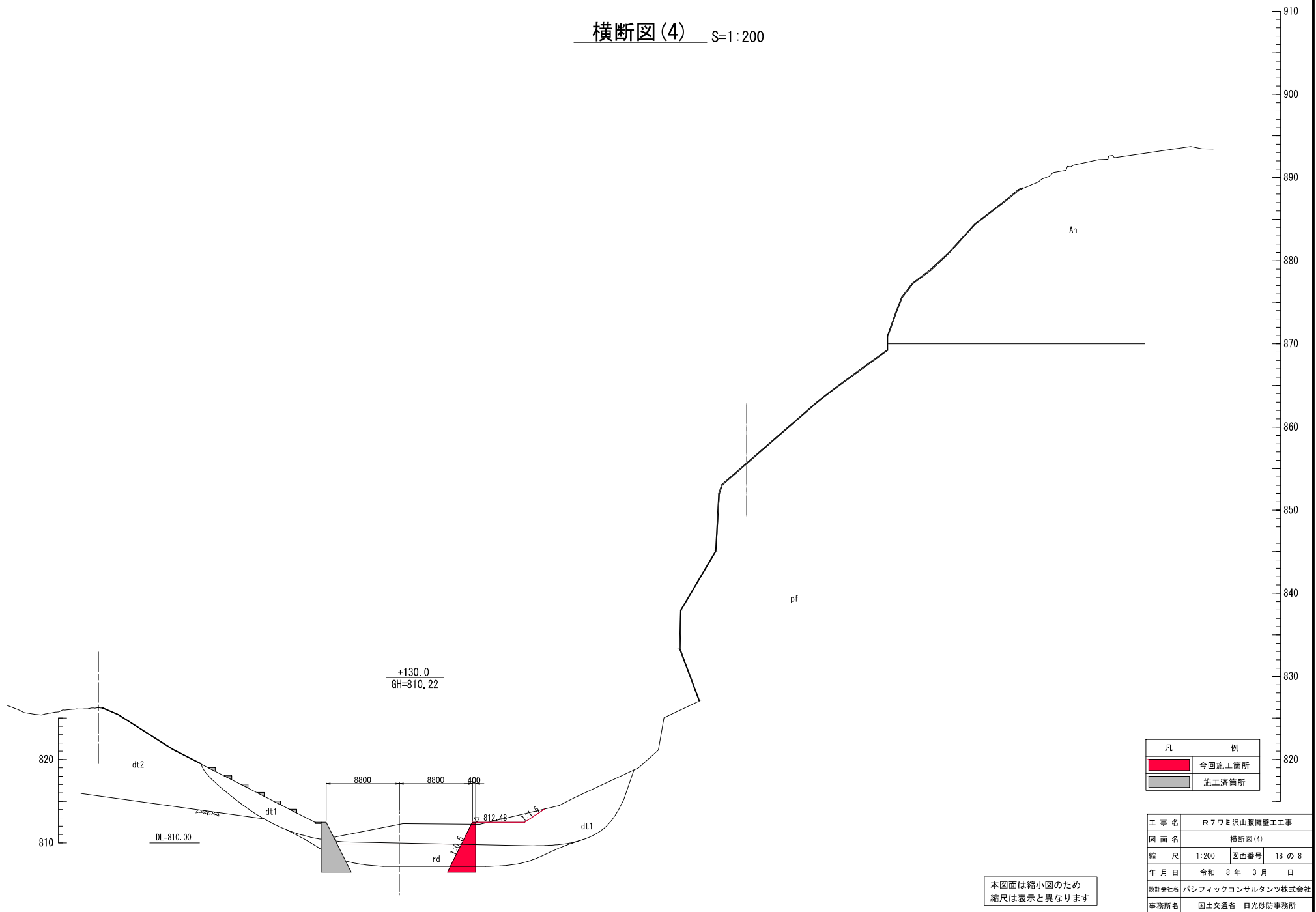


凡	例
 	今回施工箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	横断図(3)		
縮尺	1:200	図面番号	18の7
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(4) S=1:200

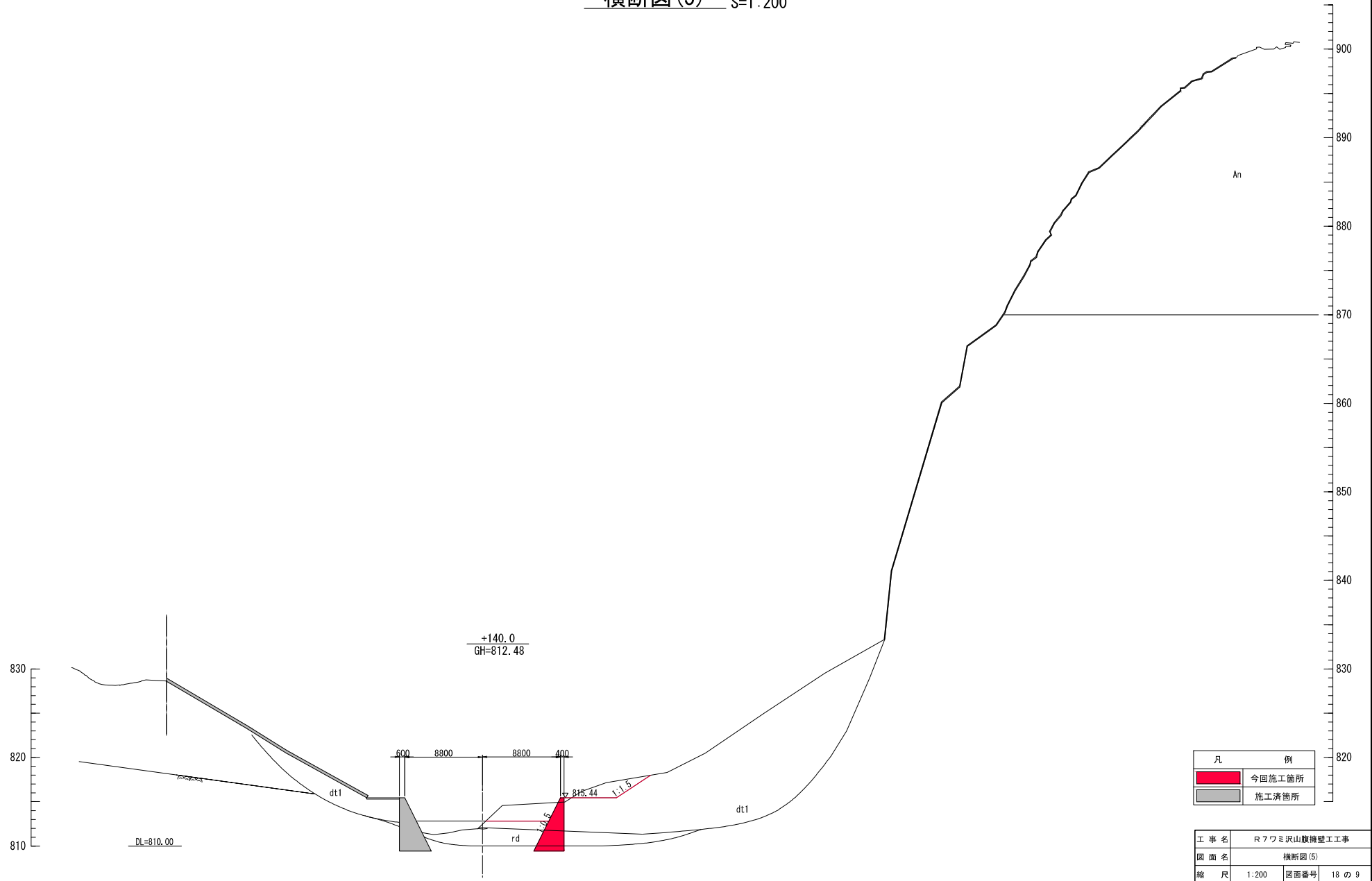


凡	例
■	今回施工箇所
■	施工済箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	横断図(4)		
縮尺	1:200	図面番号	18の8
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(5) S=1:200

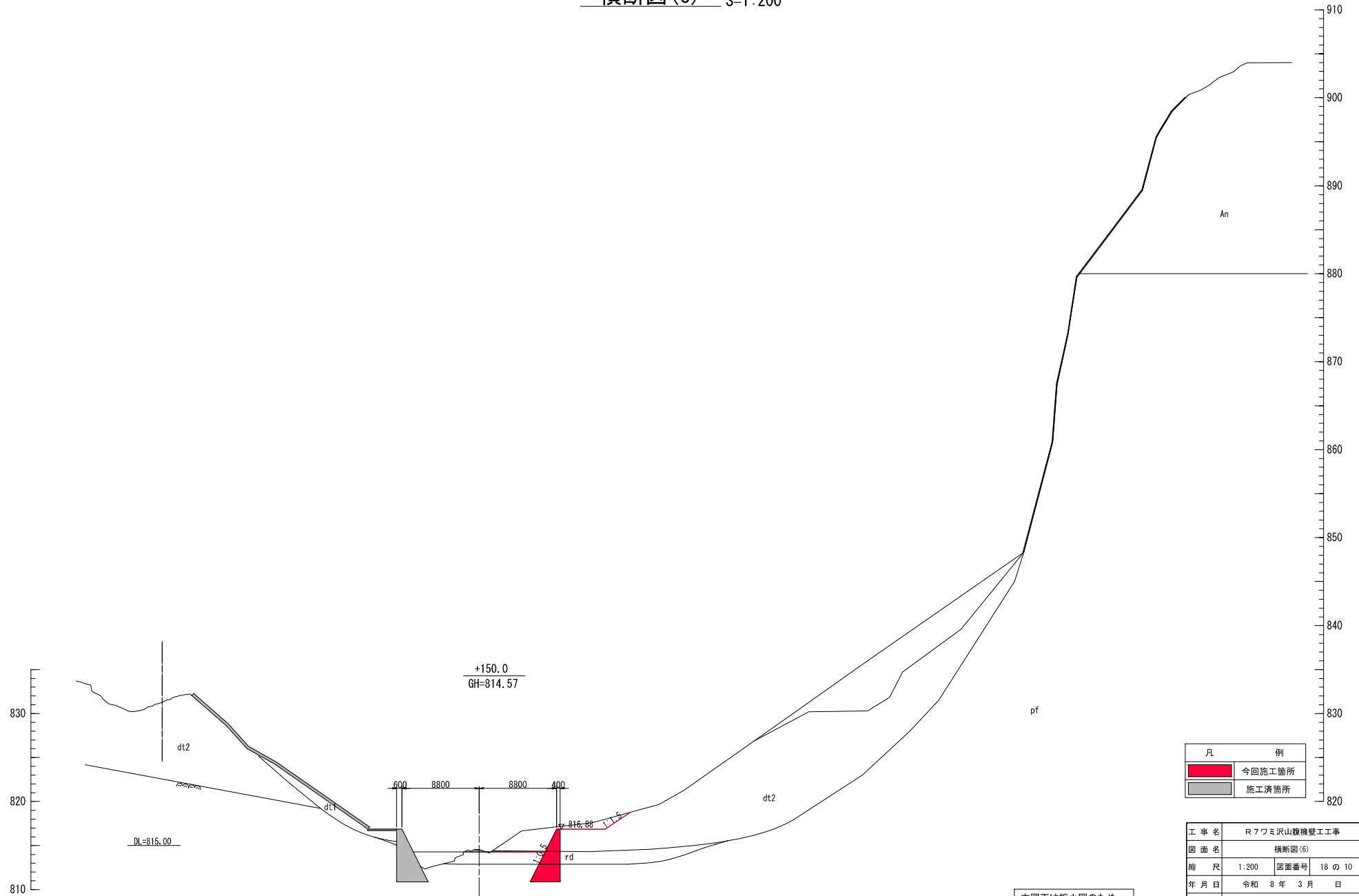


凡	例
 	今回施工箇所
 	施工済箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	横断図(5)		
縮尺	1:200	図面番号	18の9
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(6) S=1:200

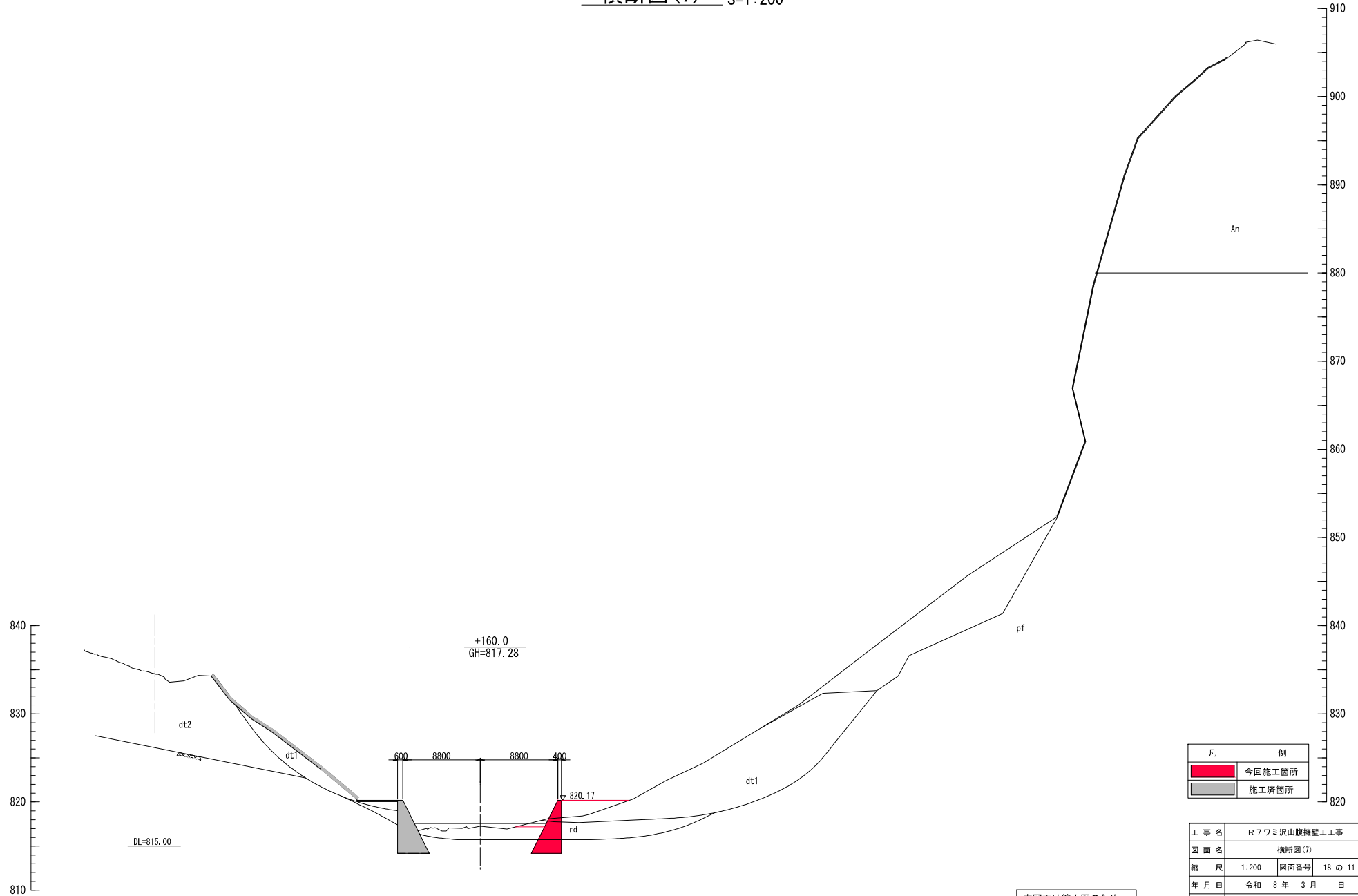


凡	例
 	今回施工箇所
 	施工箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	横断図(6)		
縮尺	1:200	図面番号	18の10
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(7) S=1:200



凡	例
■	今回施工箇所
■	施工済箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	横断図(7)		
縮尺	1:200	図面番号	18の11
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(8) S=1:200

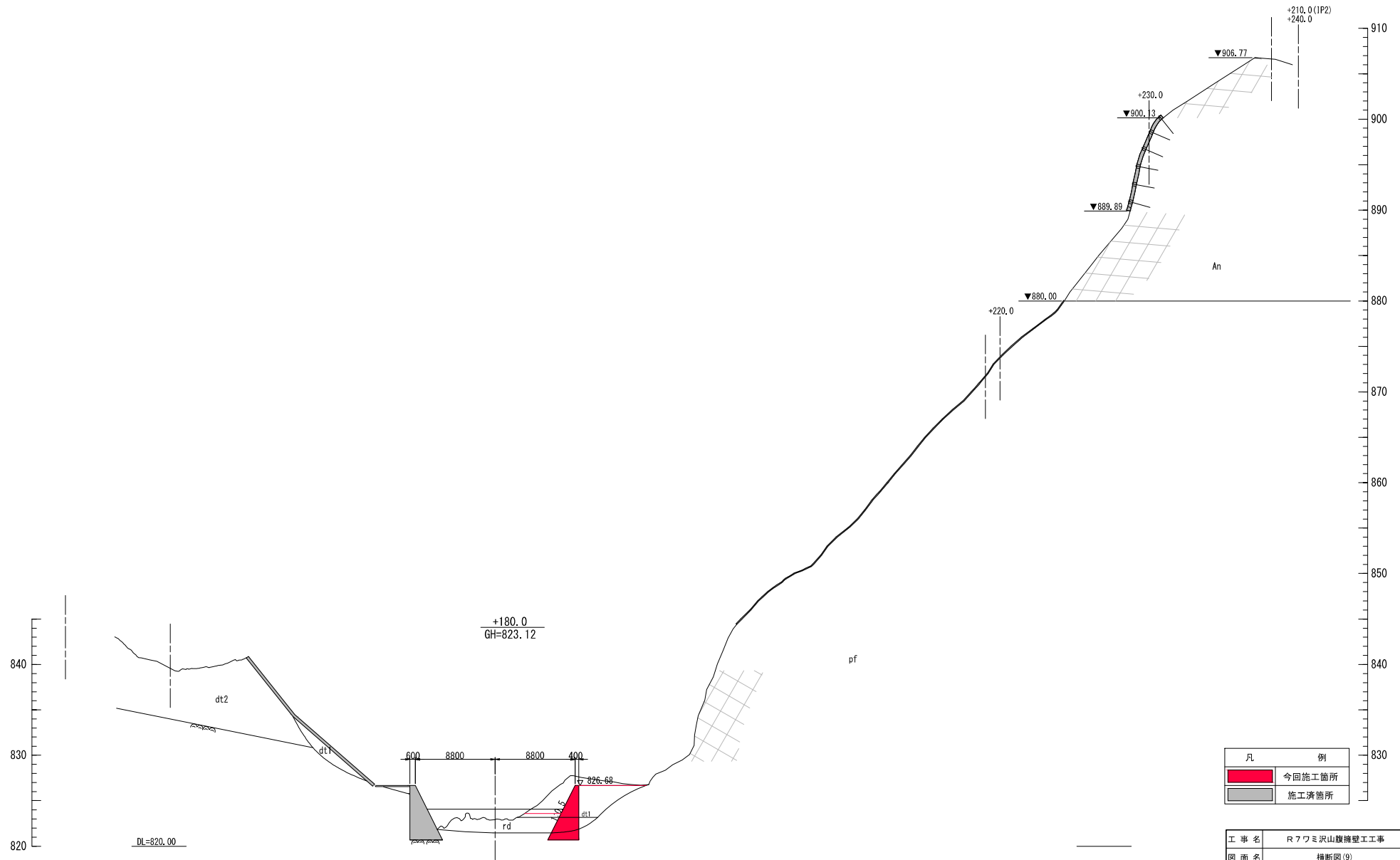


凡	例
■	今回施工箇所
■	施工済箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	横断図(8)		
縮尺	1:200	図面番号	18の12
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(9) S=1:200

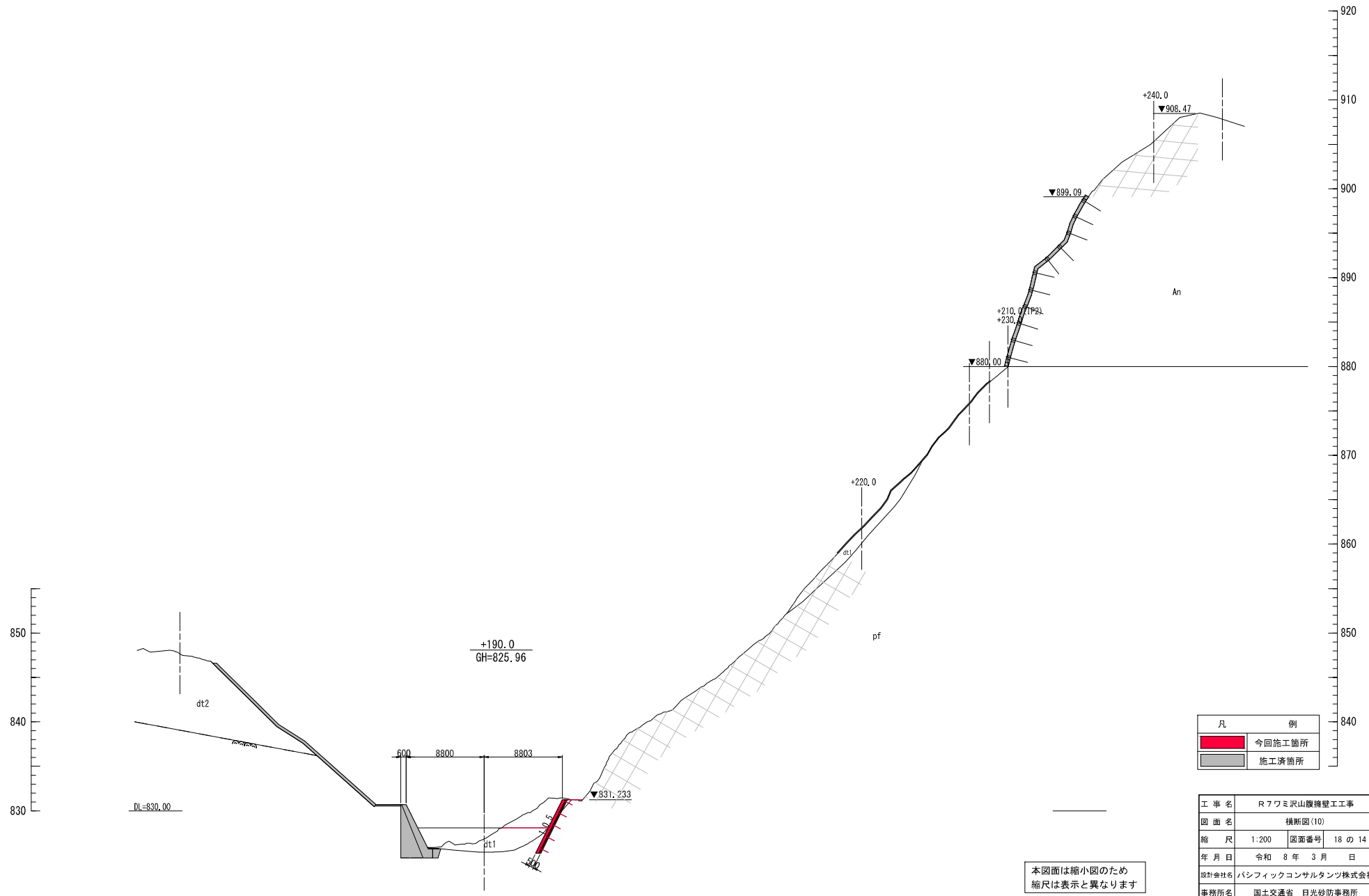


凡	例
	今回施工箇所
	施工済箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	横断図(9)		
縮尺	1:200	図面番号	18の13
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(10) S=1:200

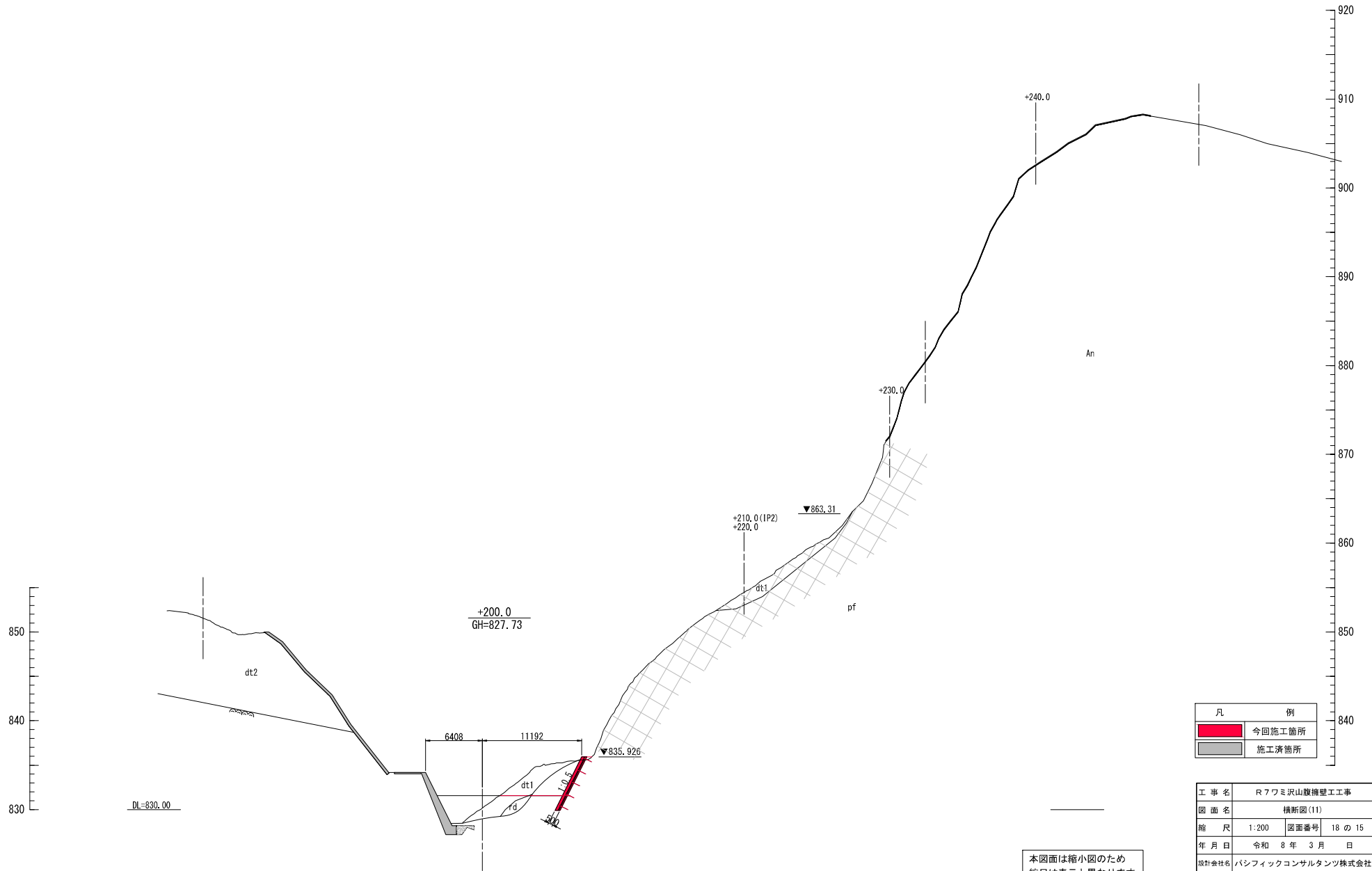


凡	例
	今回施工箇所
	施工済箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	横断図(10)		
縮尺	1:200	図面番号	18の14
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(11) S=1:200

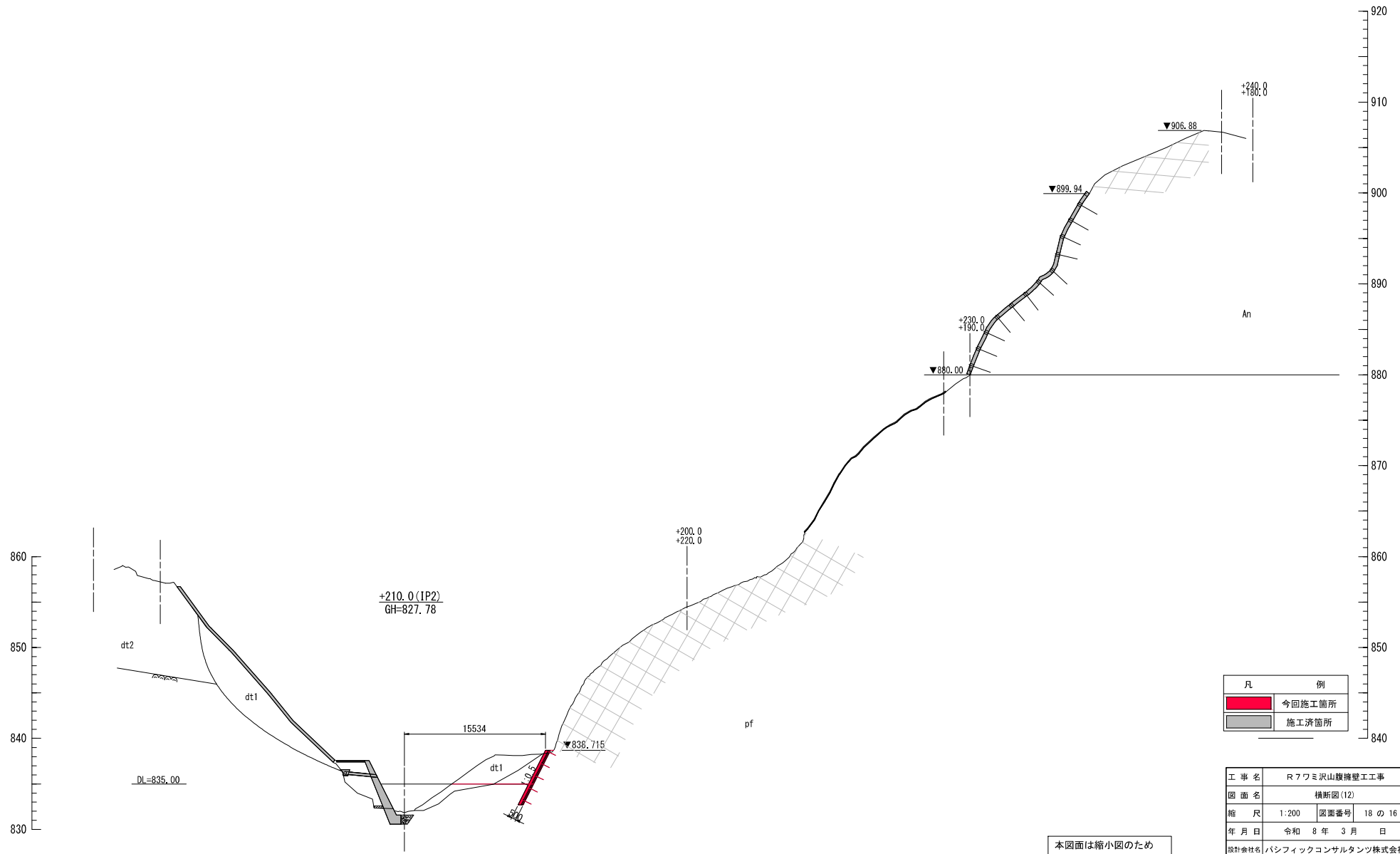


凡	例
	今回施工箇所
	施工済箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	横断図(11)		
縮尺	1:200	図面番号	18の15
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(12) S=1:200

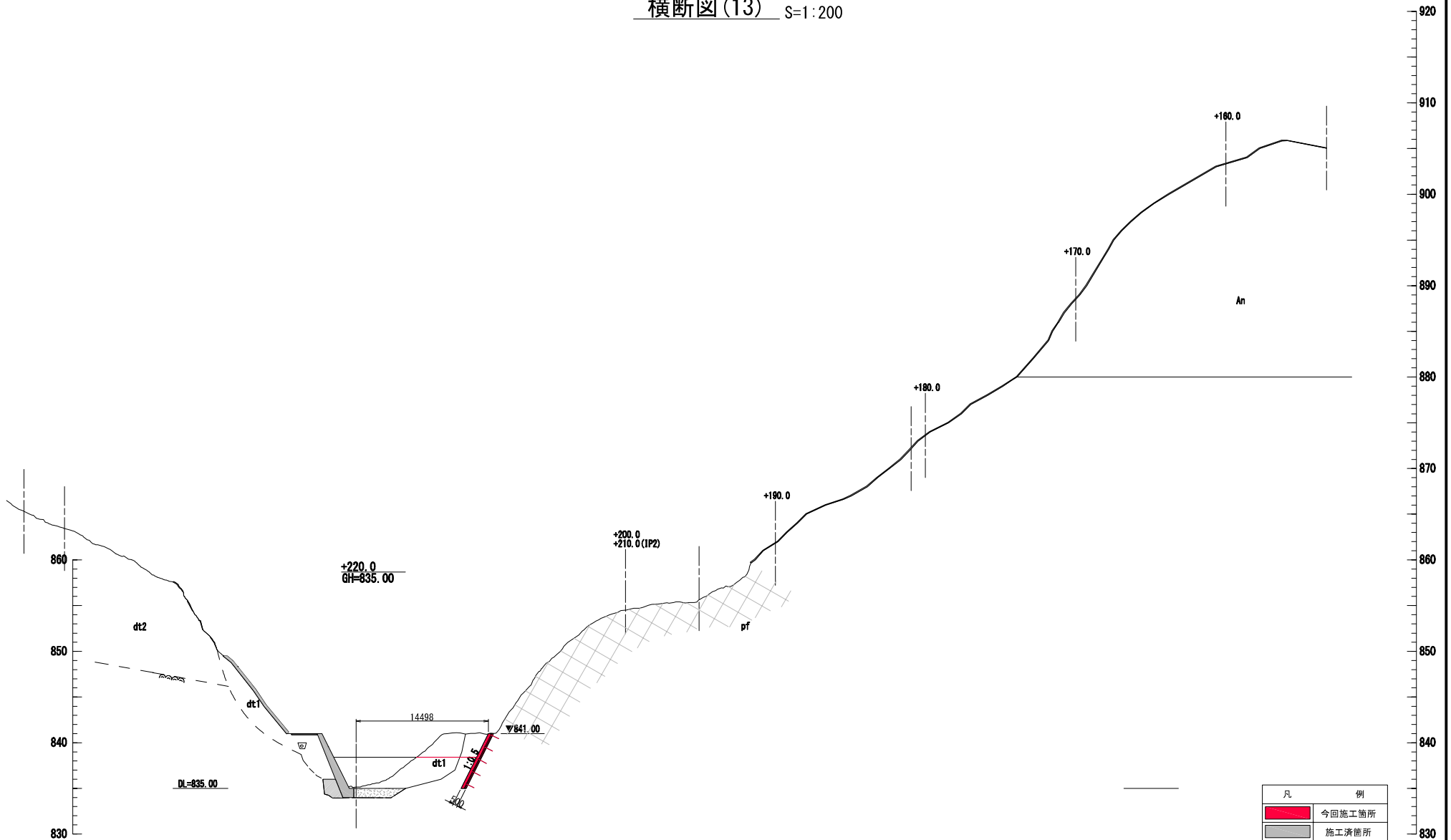


凡	例
	今回施工箇所
	施工済箇所

工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工工事		
図面名	横断図(12)		
縮尺	1:200	図面番号	18の16
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

横断図(13) S=1:200



凡	例
 	今回施工箇所
 	施工済箇所

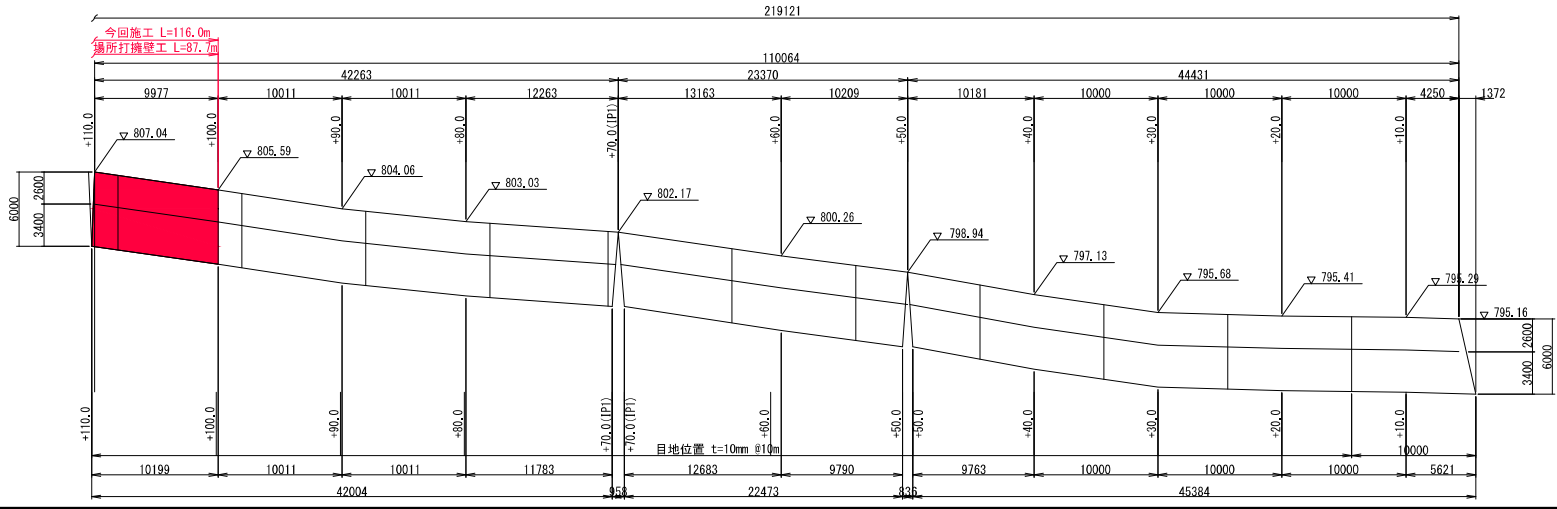
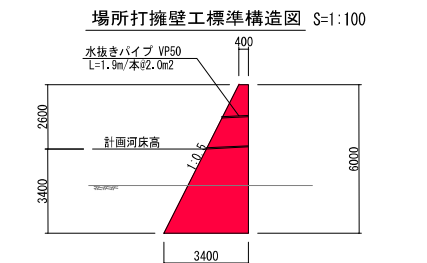
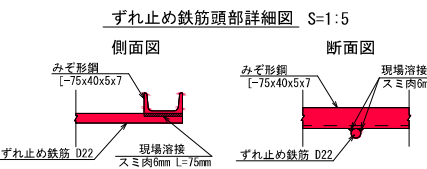
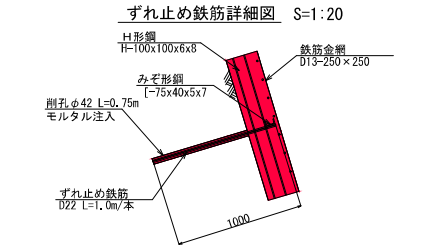
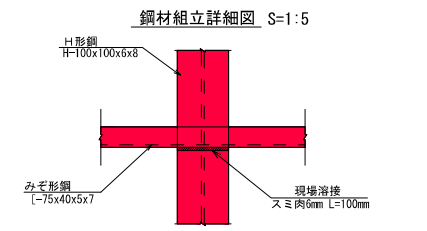
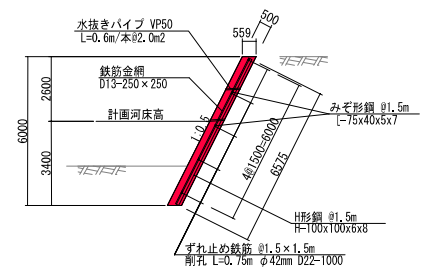
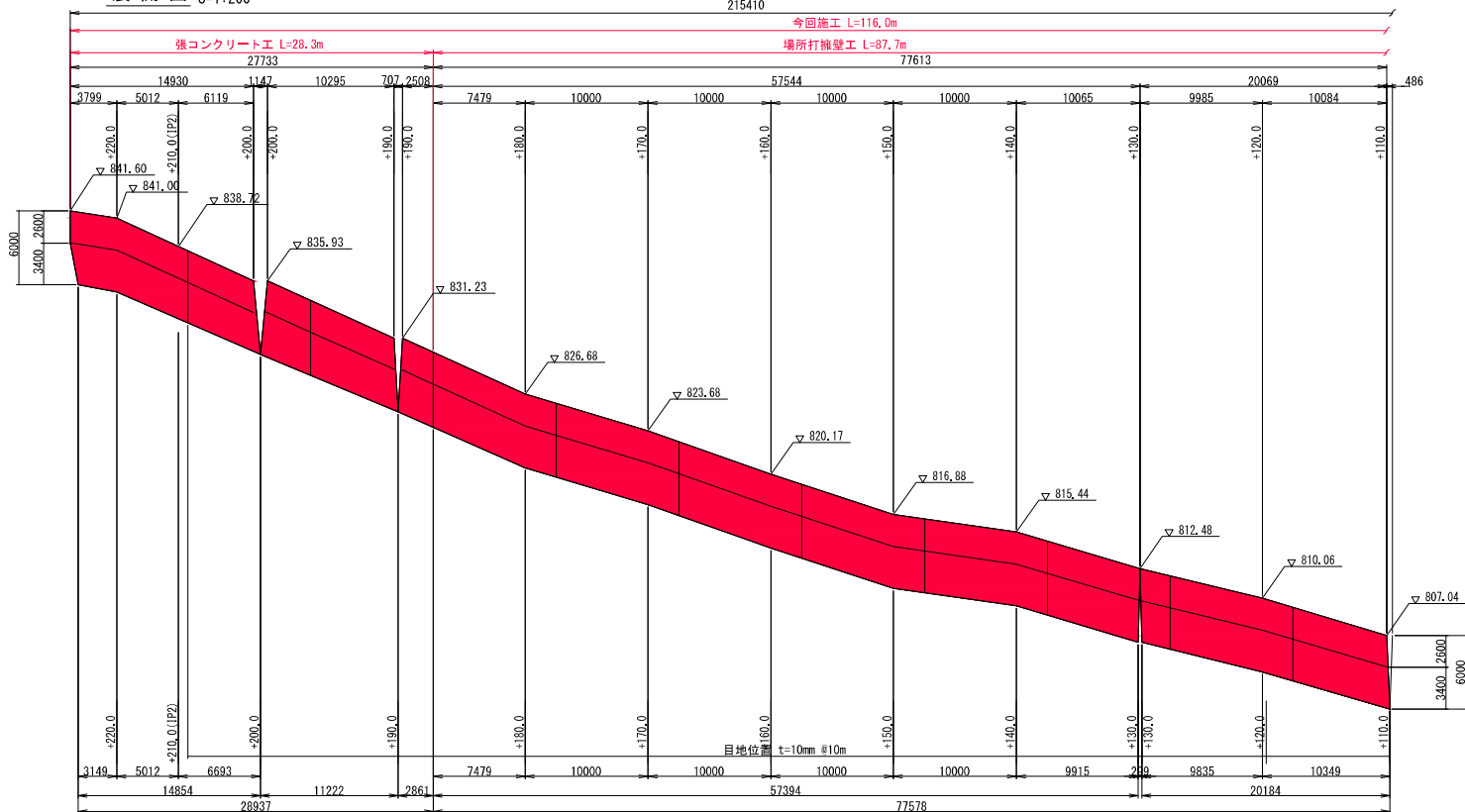
工事名	R7ワミ沢山腹擁壁工事		
図面名	横断図(13)		
縮尺	1:200	図面番号	18の17
年月日	令和8年3月 日		
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

山腹基礎工構造図 S=1:200

張コンクリート工標準構造図 S=1:100

展開図 S=1:200



※表示寸法は前面位置での距離を示す。

工 事 名	R7ワミ沢山腹擁壁工事
図 面 名	山腹基礎工構造図
縮 尺	図 示 図面番号 18 の 18
年 月 日	令和 8 年 3 月 日
設計会社名	パシフィックコンサルタンツ株式会社
事務所名	国土交通省 日光砂防事務所